

# 第7期泉南市障害福祉計画 第3期泉南市障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)



自分らしさを大切に！ ともに生きよう 明るい未来  
安心して暮らせるまち せんなん

令和6年(2024年)3月

泉南市



## はじめに

近年、障害のある人や介助者の高齢化、障害の重度化・重複化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、障害のある人が身近な地域で自分らしくいきいきと暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。



泉南市では、令和3年3月に「第5次泉南市障害者計画・第6期泉南市障害福祉計画・第2期泉南市障害児福祉計画」を策定し、各施策の推進に努めてきました。

この度、障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間が満了することから、あらたに本計画を策定いたしました。

本計画では、本市の第5次泉南市障害者計画で掲げている基本理念「自分らしさを大切に！ともに生きよう 明るい未来 安心して暮らせるまち せんなん」の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進に努め、障害のある人が地域のなかで個々の状況に応じたサービスが利用でき、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました泉南市障害福祉計画等策定検討委員会の皆様や関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

泉南市長 山本 優真



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置づけと期間 .....	4
3 計画の基本的な考え方 .....	6
4 計画の策定体制 .....	9
<b>第2章 障害のある人を取り巻く状況</b> .....	<b>10</b>
1 障害のある人等の状況 .....	10
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況 .....	15
3 市民・事業者の意識 .....	23
4 今後の施策推進に向けた課題 .....	38
<b>第3章 成果目標と活動指標</b> .....	<b>41</b>
1 障害福祉計画 .....	41
2 障害児福祉計画 .....	51
<b>第4章 障害福祉サービスの見込量と提供方針</b> .....	<b>54</b>
1 障害福祉サービスの見込量 .....	54
2 地域生活支援事業の見込量 .....	76
<b>第5章 障害児支援サービスの見込量と提供方針</b> .....	<b>83</b>
1 障害児通所支援等の見込量 .....	83
2 主な子育て支援サービス .....	85
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>86</b>
1 計画の推進体制と進行管理 .....	86
2 計画の推進に関連する事業 .....	88
<b>参考資料</b> .....	<b>91</b>



# 第1章 計画の策定にあたって

## I 計画策定の背景と目的

近年、多様性を認め合う社会をめざして様々な取り組みが進められている中で、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人も障害のない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

泉南市においては、幅広い分野の障害福祉施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、障害のある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、「自分らしさを大切に！ともに生きよう 明るい未来 安心して暮らせるまち せんなん」を基本理念に、障害福祉施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

国においては、障害のある人に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下の通りとなります。

### ■障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）

平成30年度 (2018年度)	<p>改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設</li> <li>・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設</li> <li>・重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進</li> </ul> <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進</li> <li>・地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされる</li> </ul> <p>ギャンブル等依存症対策基本法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策と、本人・家族への支援の促進</li> </ul> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進</li> </ul>
--------------------	--

	<p>地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定</li> <li>・地域福祉計画が、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられる</li> </ul>
令和元年度 (2019年度)	<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</li> </ul>
令和3年度 (2021年度)	<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等</li> </ul> <p>障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の改正（令和6年度(2024年度)施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化。障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取り組みの促進が必要</li> </ul> <p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）</li> </ul>
令和4年度 (2022年度)	<p>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策を示す</li> </ul> <p>障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の一括改正（令和6年(2024年)4月施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取り組みの一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活支援拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる</li> </ul>



社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化・重複化、8050問題\*を例とした障害のある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害のある子どもに対する支援の充実、難病患者などさまざまな障害のある人への対応の強化が求められています。

大阪府においては、令和3年度(2021年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」(第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む)が策定され、「すべての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けた各種取り組みの方向性が示されました。

このたび、「第6期泉南市障害福祉計画・第2期泉南市障害児福祉計画」(以下「前計画」という。)の計画期間が令和5年度(2023年度)をもって終了することから、障害者基本法及び障害者総合支援法、並びに児童福祉法の規定により「第7期泉南市障害福祉計画・第3期泉南市障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

\*8050問題：一般的には高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態のことを指しますが、本計画においては、狭義の意味として、主な支援者である親が80代で加齢に伴い介護保険サービス等の利用が必要となり、同居する50代の障害のある人を支えることが難しくなった世帯のことを指します。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

「第7期泉南市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画、「第3期泉南市障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画で、「障害福祉サービス、相談支援、障害児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標」「各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込み量」「地域生活支援事業等の見込み」等を一体的に定めるものです。

また、計画は、本市のまちづくりの基本方針である「泉南市総合計画」、「泉南市福祉のまちづくり推進計画」等の上位計画、関連計画との整合性を図り策定します。

#### ■計画の要点

	障害福祉計画（第7期）	障害児福祉計画（第3期）
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)	
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策</li> <li>○地域生活支援事業について、各事業の実施の有無等に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児通所支援並びに相談支援について、年度別、種類ごとの必要量の見込み（推計値）と確保の方策</li> </ul>

### (2) 計画の対象

本計画における「障害」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）とします。また、「障害のある人（障害者、障害児）」とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を示します。

なお、この計画の推進にあたっては、障害の有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要であるため、泉南市内で暮らし、学び、働き、憩うすべての人を対象とします。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間となります。

#### ■計画期間

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	第5次泉南市障害者計画						第6次泉南市 障害者計画		
	第6期泉南市 障害福祉計画			第7期泉南市 障害福祉計画			第8期泉南市 障害福祉計画		
	第2期泉南市 障害児福祉計画			第3期泉南市 障害児福祉計画			第4期泉南市 障害児福祉計画		

## 3 計画の基本的な考え方

---

### (1) 国・大阪府の基本的な考え方

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法に基づく障害児福祉計画の策定にあたっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号 最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「国の基本指針」という。）を示しています。

国の基本指針では、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するため、計画の実行により達成すべき「成果目標」を定め、その成果目標を達成するための「活動指標」として、障害福祉サービス等の必要量の見込みを定めることとしています。

また、国の基本指針に基づき大阪府も「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」（以下「府の考え方」という。）を示しており、本計画は、国の基本指針及び府の考え方を踏まえた成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けた方策を定めます。

## (2) 本市における障害福祉施策の基本的な考え方

本計画は、本市の障害福祉施策の基本方向を示す計画である「第5次泉南市障害者計画」で掲げている基本理念、施策の基本目標などの実現に向けて、障害福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進に努めていくこととします。

### 【基本理念】

**自分らしさを大切に！ ともに生きよう 明るい未来**

安心して暮らせるまち せんなん

#### ◆インクルージョン◆

必要な援助や支援を受けて、一人ひとりのニーズに合った生活を送ることができるよう、障害のある人を地域社会の中で包み込みともに支えていくという考え方

#### ◆ノーマライゼーション◆

障害のある人が社会の一員として、障害のない人と同等に生活し、活動する社会をめざすという考え方

#### ◆リハビリテーション◆

すべてのライフステージに応じて主体性、自立性、自由という人間本来の生き方の回復、獲得をめざすという考え方

### 【基本目標】

#### (1) 共生に向けた啓発の充実

障害のある人をはじめとするすべての人が互いの個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害や障害のある人への理解を促進するための多様な交流活動を進めるとともに、啓発・広報や福祉教育の充実を図ります。

また、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる社会に向けて、障害のある人や高齢者、子どもの居場所づくりなど、総合的な支援ができる体制を構築していきます。

## (2) 自立と社会参加の促進

障害のある人、一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮できるよう、障害の状況や適性、意向を踏まえて、一人ひとりの子どもの可能性を引き出す教育・療育体制の充実や、多様な形態の就労の場の確保・拡大に努め、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援を行います。

また、スポーツや文化活動など、障害のある人が自ら関心のあるあらゆる活動に積極的に参加し、楽しく、充実した時間を過ごすことができるよう、社会参加の促進に努めます。

## (3) 身近な地域で暮らすための支援の充実

障害のある人が身近な地域で安心して生活することができるよう、保健・医療・福祉、その他関係分野の連携のもと、生活支援施策及び地域移行支援の充実を図ります。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択や自己決定を支援するため、権利擁護を推進するとともに、制度情報の提供や相談支援にあたっては、障害特性に配慮した提供等による環境整備に取り組み、情報アクセシビリティ（情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通）の向上を図ります。

## (4) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

安全・安心に暮らせるまちの実現に向けて、身近な地域での支え合い・助け合い活動を活性化させていくとともに、災害や犯罪の心配のないまちづくりの推進、生活空間のバリアフリー化などを進め、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが住みやすい環境を整備します。

## 4 計画の策定体制

---

計画の策定にあたり、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、障害のある人や関係事業者へのアンケート調査等を実施し、計画策定の参考としました。

策定体制については、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される「泉南市障害福祉計画等策定検討委員会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

# 第2章 障害のある人を取り巻く状況

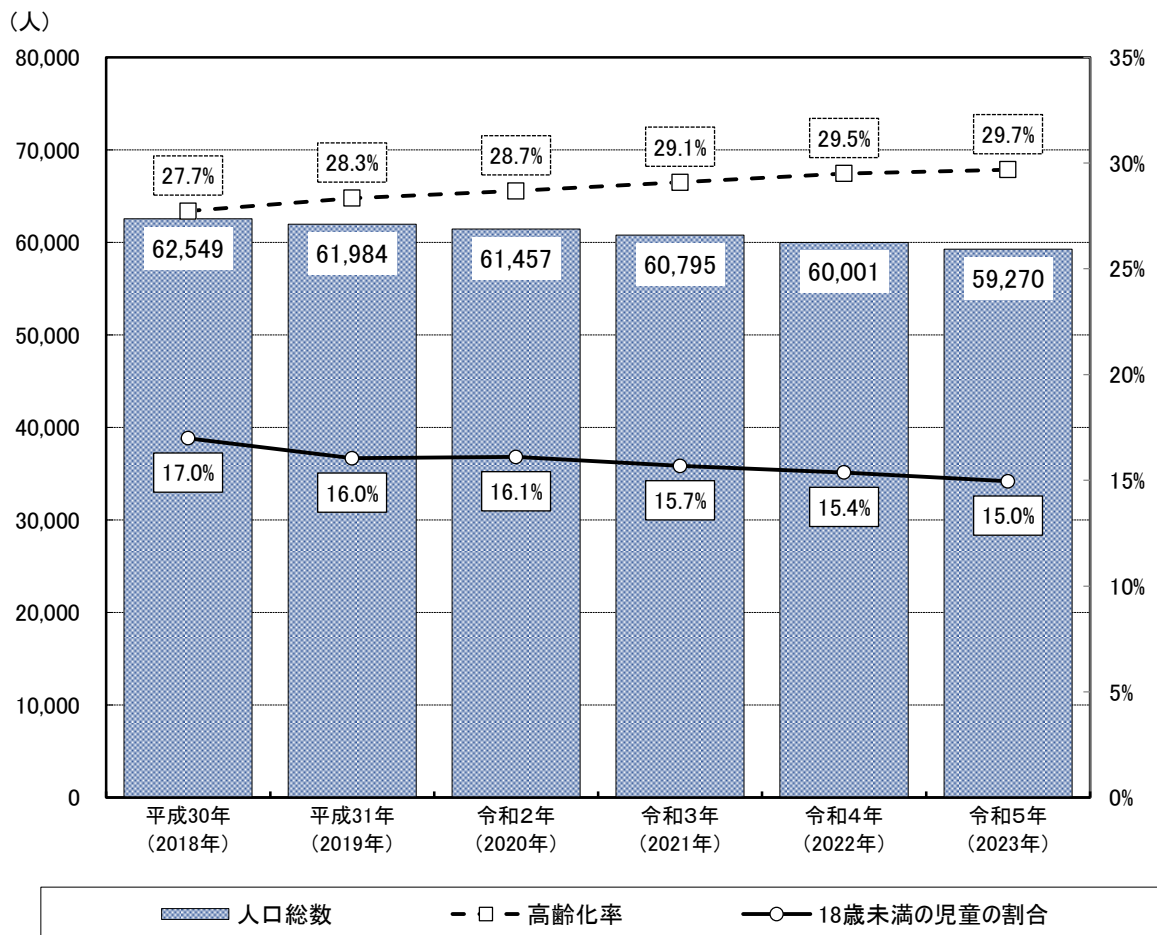
## 1 人口・障害のある人の状況

### (1) 総人口と高齢化等の状況

泉南市の人口総数は、令和5年(2023年)3月末現在59,270人で、減少傾向にあります。

年齢別人口構成については、令和5年(2023年)3月末現在、65歳以上の高齢者の割合が29.7%、18歳未満の児童の割合が15.0%となっています。

■人口総数と年齢別構成の推移



※住民基本台帳人口（各年3月末現在）



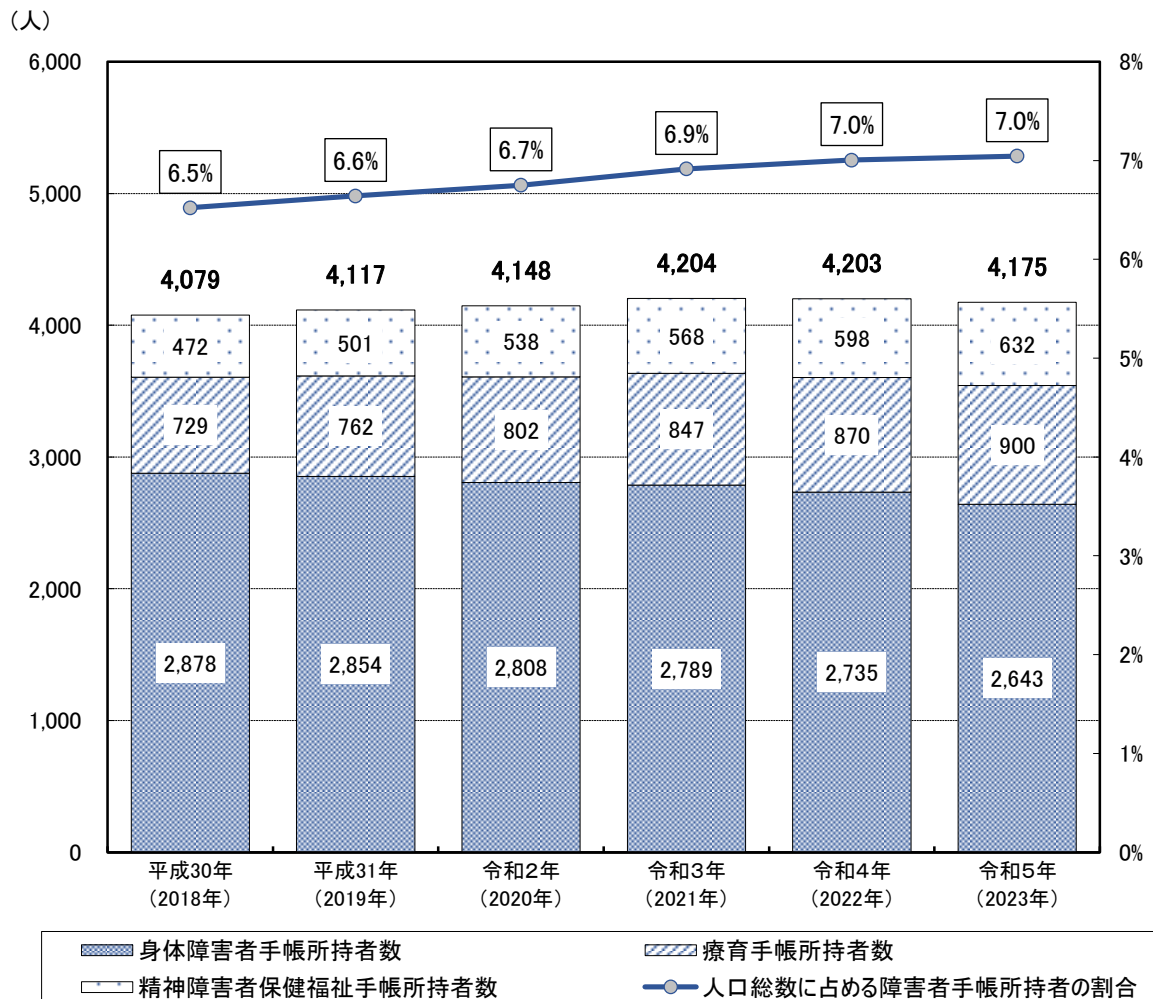
## (2) 障害のある人の状況

### ① 障害のある人の数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5年(2023年)3月末現在で4,175人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は7.0%となっています。

これに対し、全国の障害者手帳所持者数の合計は令和5年(2023年)4月1日現在7,513,168人(重複分を含む)で、我が国の総人口の6.0%となり、本市は全国平均より多くの障害のある人が暮らすまちであると言えます。

#### ■各障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

## ② 身体障害のある人

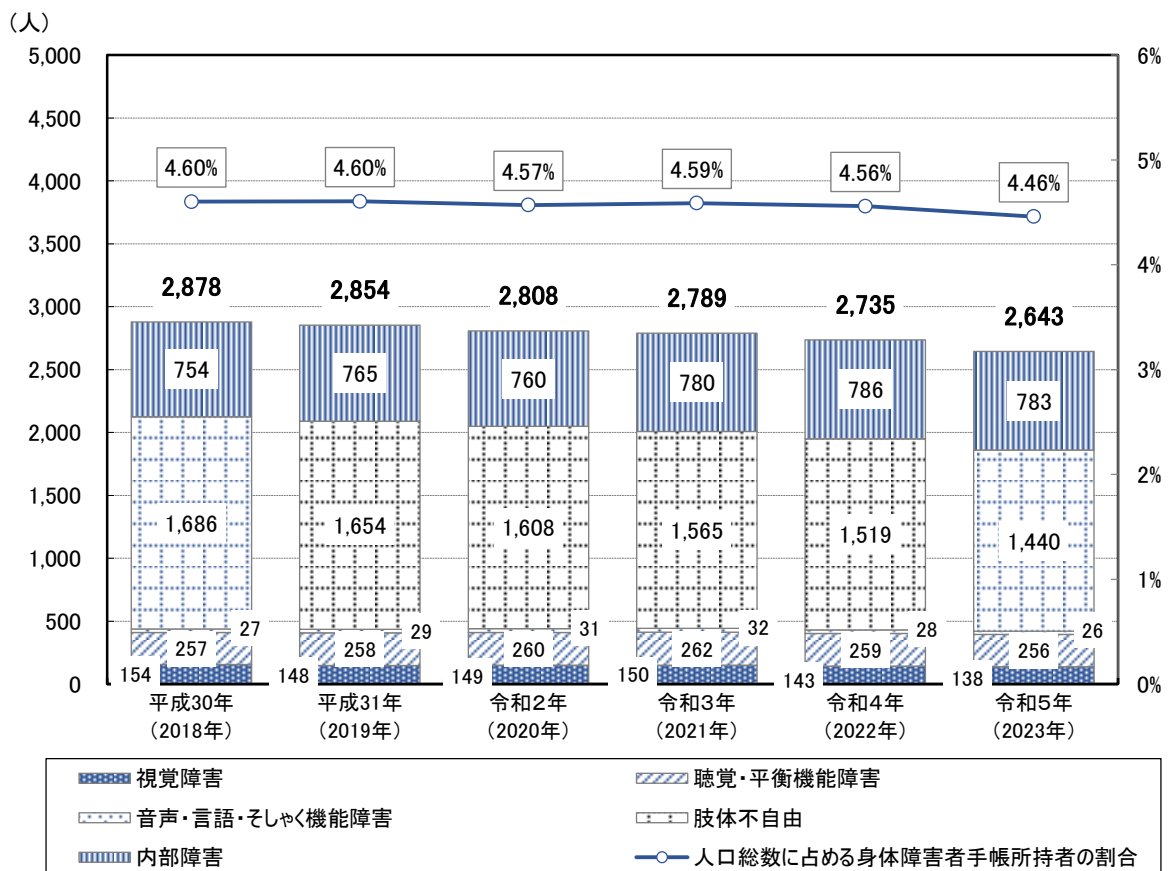
身体障害者手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で2,643人と減少傾向にあります。障害の種類別にみると、肢体不自由、内部障害の順で多く見られます。

### ■障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
平成30年(2018年)	2,878	154	257	27	1,686	754
平成31年(2019年)	2,854	148	258	29	1,654	765
令和2年(2020年)	2,808	149	260	31	1,608	760
令和3年(2021年)	2,789	150	262	32	1,565	780
令和4年(2022年)	2,735	143	259	28	1,519	786
令和5年(2023年)	2,643	138	256	26	1,440	783
0～17歳	43	3	7	0	26	7
18歳以上	2,600	135	249	26	1,414	776

※各年3月末現在

### ■身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

### ③ 知的障害のある人

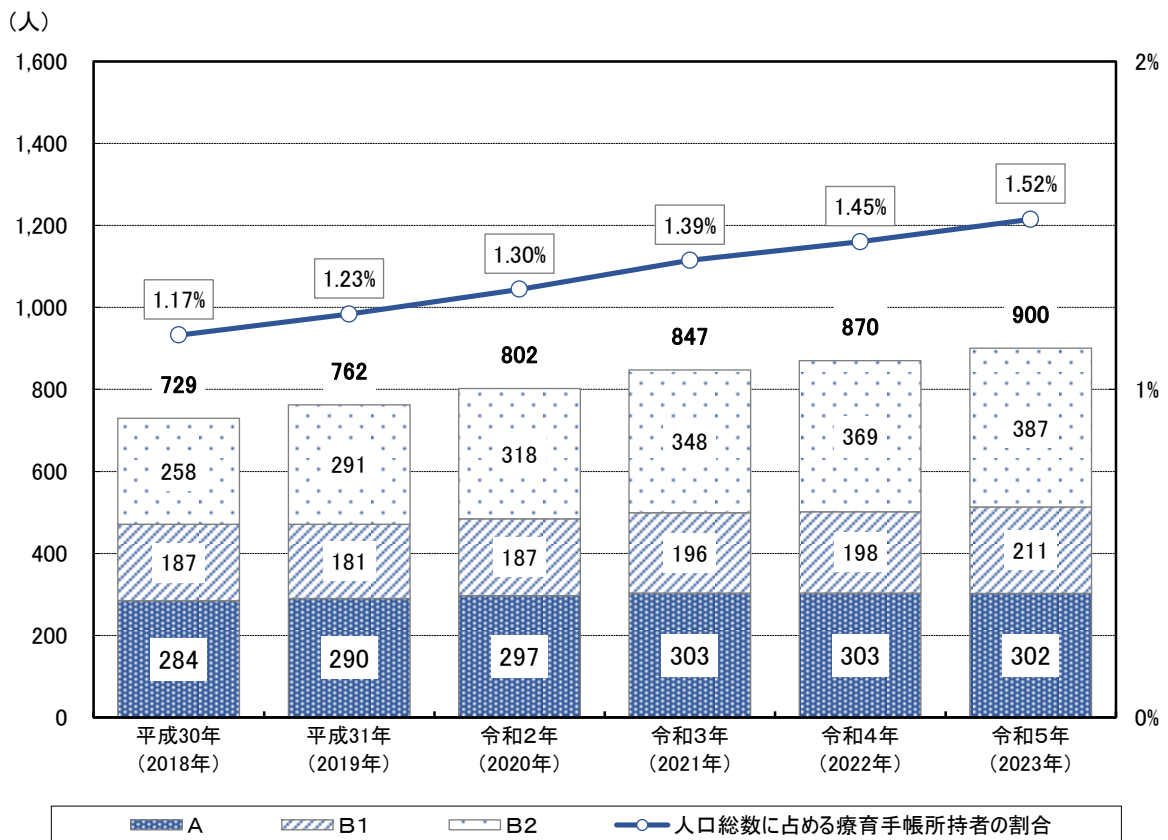
療育手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で900人と増加傾向にあります。障害程度別では、軽度であるB2が全体の43.0%を占めて多く、増加しています。

#### ■等級別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人	総数	A	B1	B2
平成30年(2018年)	729	284	187	258
平成31年(2019年)	762	290	181	291
令和2年(2020年)	802	297	187	318
令和3年(2021年)	847	303	196	348
令和4年(2022年)	870	303	198	369
令和5年(2023年)	900	302	211	387
0～17歳	239	62	34	143
18歳以上	661	240	177	244

※各年3月末現在

#### ■療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

#### ④ 精神障害のある人

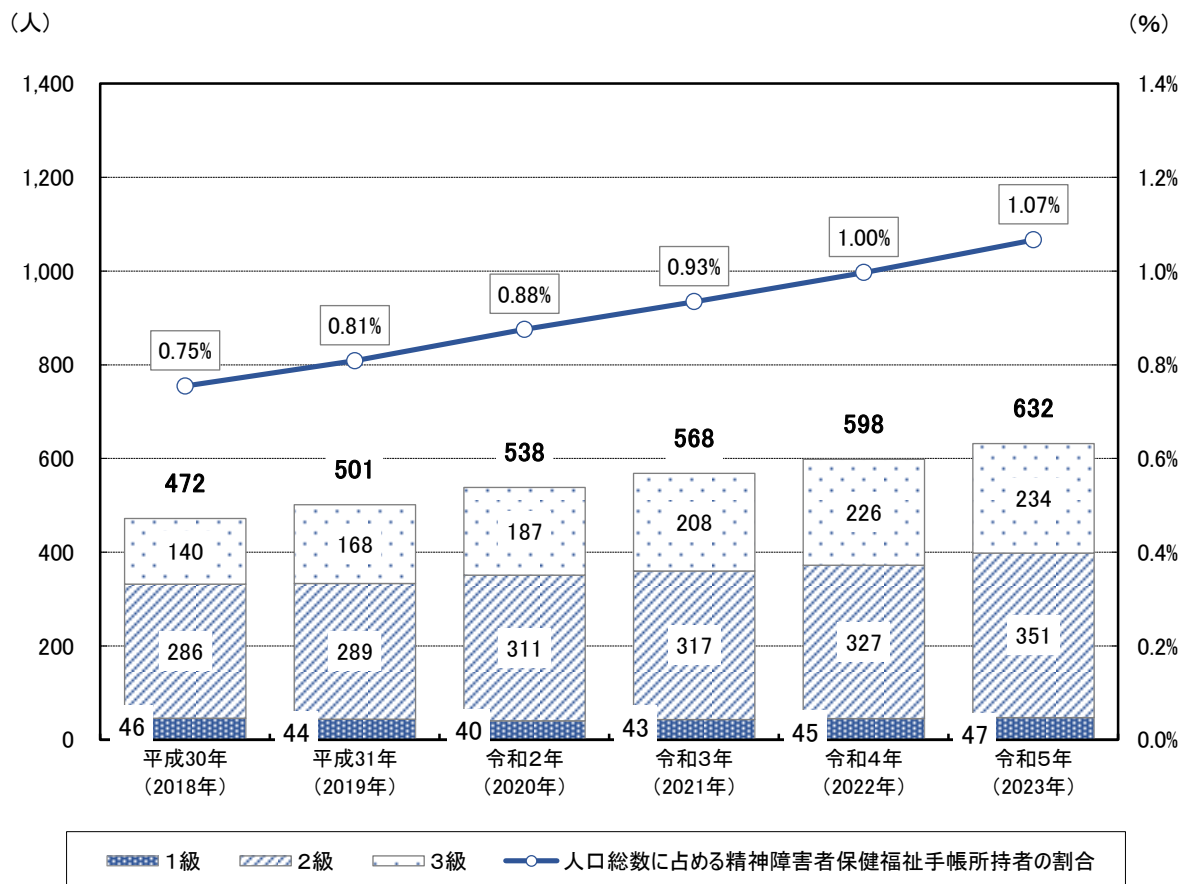
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年(2023年)3月末現在で632人と増加傾向にあります。

##### ■等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人	総数	1級	2級	3級
平成30年(2018年)	472	46	286	140
平成31年(2019年)	501	44	289	168
令和2年(2020年)	538	40	311	187
令和3年(2021年)	568	43	317	208
令和4年(2022年)	598	45	327	226
令和5年(2023年)	632	47	351	234

※各年3月末現在

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

## 2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

### (1) 障害福祉計画

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数、施設入所者の削減数とも計画目標の達成は難しい状況です。施設入所者数は毎年増減を繰り返しており、令和5年(2023年)11月現在の待機者は14名となっています。将来的な入所を希望して早めに入所申し込みをしているケースもありますが、グループホームでの対応が困難な強度行動障害、触法障害など、施設対応が求められる事例についても今後とも一定数見込まれるものと思われます。

地域移行が可能と思われるケースについては、相談支援専門員への働きかけや関係機関とのネットワーク等、地域移行に向けた相談支援体制により、地域移行を促進します。

#### ■第6期計画における成果目標

項目		目標	実績	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	36人	35人	令和元年度(2019年度)末→令和4年度(2022年度)末時点
目標値	①令和5年度(2023年度)末の地域生活移行者数 (B)	3人	2人	施設からグループホーム等へ移行した者の数(累計)
		6%以上		移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度(2023年度)末の削減見込数 (C)	2人	1人	施設入所者の削減見込数
		1.6%以上		削減割合 (C/A)

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標については、国の基本指針や実績、ニーズ等を踏まえ、大阪府が設定した目標値を市町村で按分した数値を設定しています。

令和4年度(2022年度)における協議の場は年4回(6月、9月、12月、3月)実施し、精神障害のある人の地域生活について、ピアサポーターも含めて検討しました。院内交流会はコロナ禍で難しい状況でしたが、壁新聞を作成し、病院内に掲示をしてもらうなど、地域移行に向けた取り組みを進めました。

院内交流会は、令和5年(2023年)8月、12月に実施しています。また、地域移行に向けたピアサポーターの活動についても院内交流を含め、家族教室への参加等取り組んでいます。

今後とも自立支援協議会の精神障害者部会において、地域の現状及び課題を共有し、精神障害のある人の地域生活を支援します。

### ■第6期計画における成果目標

項目	目標	実績	考え方
精神病床における1年以上長期入院患者数	161人	200人	令和3年(2021年)6月末日時点

### ■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)
		計画	実績	計画	実績	計画
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	4回	1回	4回	4回	4回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数 (保健・医療・福祉・介護・当事者・家族・その他)	人/年	32人	10人	32人	30人	32人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

## ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については、令和4年度(2022年度)時点で未整備です。相談支援体制が課題となっており、目標の達成に向けて自立支援協議会において、現状の社会資源を活用した拠点の整備を進め、新たに基幹相談支援センターを設置することにより、拠点の整備ができるよう検討を進めました。

## ■第6期計画における成果目標

事項	令和5年度(2023年度)	実績	考え方
地域生活支援拠点等の設置	面的整備(1箇所)	未整備	面的整備型で検討

## ■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)
		計画	実績	計画	実績	計画
地域生活支援拠点等の機能の充実のための検証および検討回数	回/年	1回	1回	1回	2回	1回

④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数目標11人に対して、令和3年度(2021年度)末実績は13人と、目標は達成しています。

就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額は、令和4年度(2022年度)末の実績(速報値)で19,609円と目標値を上回っています。

今後とも自立支援協議会において、関係機関との連携を図り、就労支援機関や企業等との連携、庁内連携体制の確立など、就労支援策の強化に向けて取り組みます。

■第6期計画における成果目標

項目	数値		考え方
	計画	実績	
福祉施設から一般就労に移行する者の数	11人	13人	令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上
うち就労移行支援事業利用者	6人	4人	令和元年度(2019年度)実績の1.30倍以上
うち就労継続支援A型利用者	2人	2人	令和元年度(2019年度)実績の1.26倍以上
うち就労継続支援B型利用者	3人	7人	令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	7割	2.2割	国の基本指針に沿った設定
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上	一割	国の基本指針に沿った設定
令和5年度(2023年度)の工賃の平均額	19,500円	19,609円	令和元年度(2019年度)実績を上回る金額



## ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターについては、令和4年度(2022年度)時点で未設置です。相談支援事業所へのニーズ調査を実施し、自立支援協議会において、設置に向けた課題などを協議の上、令和5年度(2023年度)の設置をめざしていましたが、設置に向けて役割の整理、運営形態、費用等が課題となっています。令和6年度(2024年度)以降の設置に向けて、自立支援協議会において、再度検討を実施する予定としています。

## ■第6期計画における成果目標

事項	計画	実績	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	未設置	国の基本指針に沿った設定

## ■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)
		計画	実績	計画	実績	計画
基幹相談支援センターの設置	設置有無	無	無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	6件	0件	6件	0件	6件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	6件	0件	6件	0件	6件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	6件	0件	6件	0件	6件

## ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

本市では、障害福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上を図っています。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、障害福祉サービス事業者等と共有する体制づくりや、事業者等の適正な運営と利用者保護等の視点から、必要な助言・指導等を行い、その結果を事業者等と共有しています。

現状、障害福祉サービス等の質の向上が課題となっており、大阪府や事業所指定担当課との連携により、報酬の審査体制の強化や事業所等のサービスの質を向上させる体制を整備します。

### ■第6期計画における成果目標

事項	計画	実績
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う</li> <li>・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等々の発見・防止策について検討する。</li> <li>・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。</li> </ul>	障害福祉サービス等の指導監査結果の共有や研修へ参加。

### ■第6期計画における活動指標

事項	単位	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)
		計画	実績	計画	実績	計画
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加	人/年	1人	1人	1人	0人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の年間共有回数	回/年	0回	0回	0回	0回	1回
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果の年間共有回数	回/年	1回	1回	1回	1回	1回

## (2) 障害児福祉計画

### ① 児童発達支援センターの整備

障害児支援の拠点施設として、児童発達支援センターでは、就学前の障害のある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障害児個別療育事業などを実施しています。法改正による児童発達支援センターの機能強化により、地域の支援機関に対する助言指導や、ネットワークの構築など、支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
児童発達支援センター	設置済	1か所

### ② 保育所等訪問支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所において、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めています。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
保育所等訪問支援の充実	設置済	3か所

### ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

重症心身障害児を支援するための事業所の確保に向けて取り組んでおり、目標数を上回っています。

#### ■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所

④ 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るため、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場を泉佐野保健所圏域にて、3市3町により設置し、医療的ケア児の生活実態とニーズの把握を進めています。

■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	有

⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

医療的ケア児を支援するため、コーディネーター配置に向けた調整を進めています。

■第2期計画における成果目標

	令和5年度(2023年度)	実績
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 2名 医療関係 1名

### 3 市民・事業者の意識

#### (1) 市民アンケート調査の主な結果

計画の策定に向けて、市内の障害のある人の状況やニーズの把握を目的に実施しました。

##### ■調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

調査対象	市内にお住まいで令和5年(2023年)7月1日現在、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちか、関係する医療や福祉のサービスを利用されている方々 1,300名(無作為抽出)
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和5年(2023年)8月
回収状況	有効回答数(回答率):505件(38.8%)
回答者の主な属性	<p>年齢:0~17歳 16.6%、18~39歳 14.3%、40~64歳 39.4%、65歳以上 28.7%</p> <p>障害者手帳の所持状況等:身体障害者手帳 60.2%、療育手帳 27.5%、精神障害者保健福祉手帳 10.9%、自立支援医療(精神通院) 8.5%、難病 3.4%、発達障害 5.3%、高次脳機能障害 0.8%</p> <p>障害支援区分認定:受けている 22.2%、受けていない 56.0%</p> <p>医療的ケア:受けている 16.4%、受けていない 64.0%</p> <p>※無回答の表記は割愛</p>

※アンケート調査結果の各設問の母数n(Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

※属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

① 介助や支援が必要な状況について

【介助や支援の必要度】

- ・何らかの介助や支援が必要なものがある人は56.8%で、知的障害のある人では73.4%、0～17歳の障害児で78.6%となっています。
- ・「食事づくり、洗濯、掃除」が60.6%と最も多く、次いで「外出」が59.6%、「お金の管理」が49.5%、「薬の管理」が39.7%などの順などの順となっています。
- ・知的障害のある人や39歳までの人でより多くの介助・支援を必要としています。

単位：%	全体 (n=287)	身体障害 (n=162)	知的障害 (n=102)	精神障害 (n=43)	0～17歳 (n=66)	18～39歳 (n=44)	40～64歳 (n=103)	65歳以上 (n=71)
食事づくり、洗濯、掃除	60.6	54.9	72.5	67.4	63.6	72.7	66.0	43.7
外出	59.6	59.3	72.5	39.5	69.7	68.2	56.3	52.1
お金の管理	49.5	34.0	83.3	39.5	80.3	70.5	42.7	19.7
薬の管理	39.7	34.0	61.8	30.2	57.6	56.8	33.0	22.5
身だしなみ	34.8	26.5	58.8	23.3	68.2	54.5	24.3	8.5
入浴	33.4	36.4	45.1	7.0	56.1	34.1	28.2	19.7
読み書き	33.1	27.2	52.9	11.6	69.7	36.4	21.4	15.5
家族以外の人との意思疎通	31.0	20.4	52.9	23.3	51.5	52.3	22.3	11.3
衣服の着脱	27.2	33.3	36.3	4.7	40.9	29.5	25.2	15.5
食事	24.4	25.3	34.3	14.0	47.0	22.7	20.4	11.3
トイレ	23.7	27.8	35.3	4.7	40.9	27.3	19.4	12.7
家の中の移動	13.2	21.0	11.8	2.3	12.1	11.4	13.6	15.5
その他	9.1	10.5	5.9	11.6	1.5	4.5	14.6	11.3
無回答	5.9	9.3	2.0	0.0	1.5	0.0	2.9	18.3

※網かけ太字は障害者の全体構成比より10ポイント以上高いもの

【主な介助者の年齢】

- ・50歳代、70歳代、40歳代、60歳代の順で多く、60歳以上が42.9%を占めています。
- ・本人の年齢が40～64歳の人では、60歳以上の介助・支援者が59.2%、本人が65歳以上の人では、60歳以上の介助・支援者が81.6%を占めています。

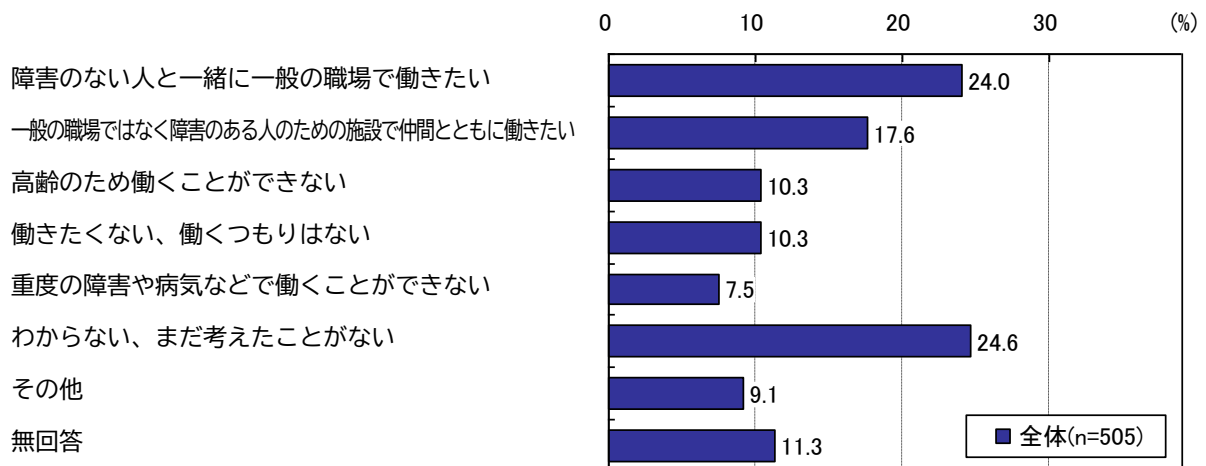
## ② 日中の活動や社会参加について

## 【昼間の時間の過ごし方】

- ・「家庭内で過ごしている」が38.8%、「福祉施設、事業所などに通っている」が22.6%、「学校・保育所・幼稚園・認定こども園などに通っている」が15.2%、「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が12.1%の順となっています。
- ・「家庭内で過ごしている」は65歳以上や身体障害で多く、「福祉施設、事業所などに通っている」は知的・精神障害や18～39歳、「学校・保育所・幼稚園・認定こども園などに通っている」は0～17歳や知的障害でそれぞれ多くみられます。

## 【働くことについての考え方】

- ・「わからない、まだ考えたことがない」が24.6%、「障害のない人と一緒に一般の職場で働きたい」が24.0%、「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間とともに働きたい」が17.6%などとなっています。
- ・「わからない、まだ考えたことがない」は0～17歳で、「障害のない人と一緒に一般の職場で働きたい」は精神障害のある人や0～17歳で、「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間とともに働きたい」は知的障害や精神障害のある人でそれぞれ多くみられます。



## 【障害のある人の就労支援として必要なもの】

- ・「職場の上司や同僚の障害への理解」が47.5%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」と「企業などにおける障害者雇用への理解」がそれぞれ44.8%、「家族の理解、協力」が33.7%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が33.3%などとなっています。
- ・「職場の上司や同僚の障害への理解」は知的障害・精神障害のある人や39歳以下の人で多くみられます。

③ 療育・保育・教育に関する状況と意識（18歳未満の人を対象とした設問）

【特別な支援が必要だと気づいたきっかけ】

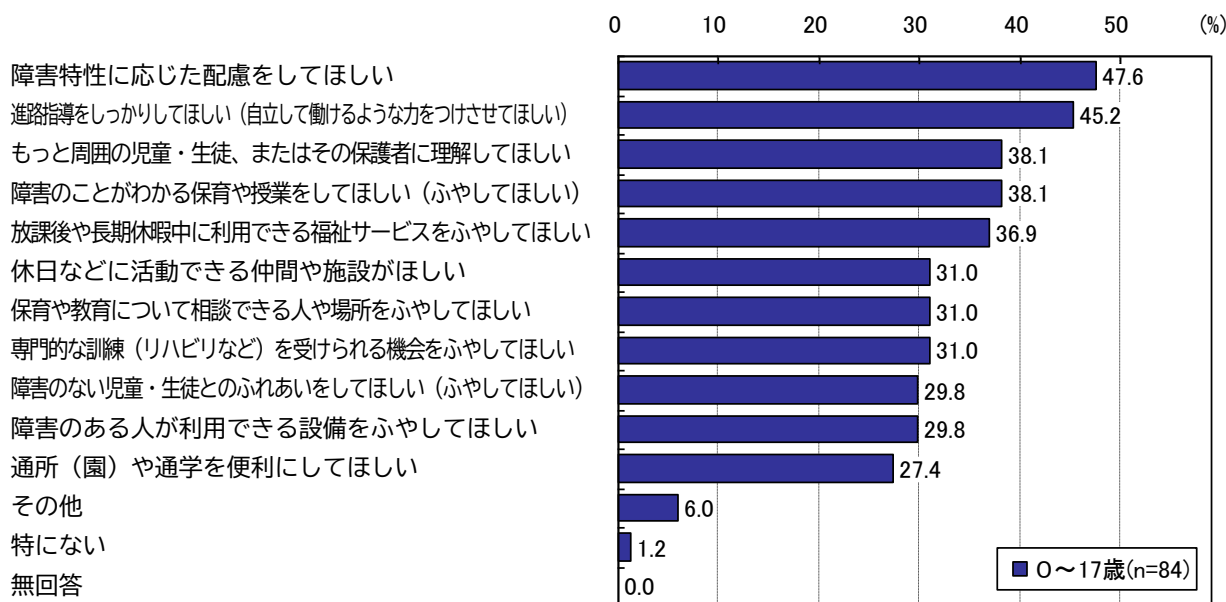
- ・「乳幼児健診で知らされた」が34.5%、「生まれてまもなく病院で知らされた」が21.4%、「家族や周りの人が気づいた」が20.2%などとなっています。

【現在受けている療育・保育】

- ・「児童発達支援事業（子ども総合支援センターなど療育機関）」が76.2%、「保育所・幼稚園・認定こども園での保育など」が51.2%、「医療機関での療育教室など」が14.3%となっています。

【保育や教育について今後必要と思われるもの】

- ・「障害特性に応じた配慮をしてほしい」が47.6%と最も多く、次いで「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が45.2%、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」と「障害のことがわかる保育や授業をしてほしい（ふやしてほしい）」が38.1%、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が36.9%などとなっています。



【学校教育終了後の進路について必要な対策】

- ・「障害があっても問題なく過ごせる環境整備」が65.5%、「就職先での差別や偏見をなくす対策」が58.3%、「就職した職場に定着できるよう継続して支援をしてくれる仕組み」が56.0%、「教育から就労・福祉などにつながる一貫した相談支援体制の構築」が51.2%などとなっています。



## ④ 情報の入手や相談の状況

## 【情報入手、コミュニケーションをとる上で必要な配慮】

- ・「必要な情報についてわかりやすく説明する」が41.4%と最も多く、次いで「それぞれの障害者が情報を入手できるように、様々な媒体（音声、テキスト、データなど）を提供する」が38.4%、「わかりやすい文言・表現・絵文字（ピクトグラム）を使用する」が30.5%、「誰もが読みやすい文字などを使用する」が28.9%などとなっています。

## 【生活で困っていること】

- ・「外出する機会や場所が限られている」が26.5%、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が22.0%、「十分な収入が得られない」が19.2%、「医療費の負担が大きい」が14.3%、「就ける職業が限られている」が12.3%などとなっています。
- ・「外出する機会や場所が限られている」は18～39歳、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」は知的障害や精神障害のある人、39歳以下で、「十分な収入が得られない」は精神障害のある人や18～39歳でそれぞれ多くみられます。

## 【悩みや困ったことを相談する相手】

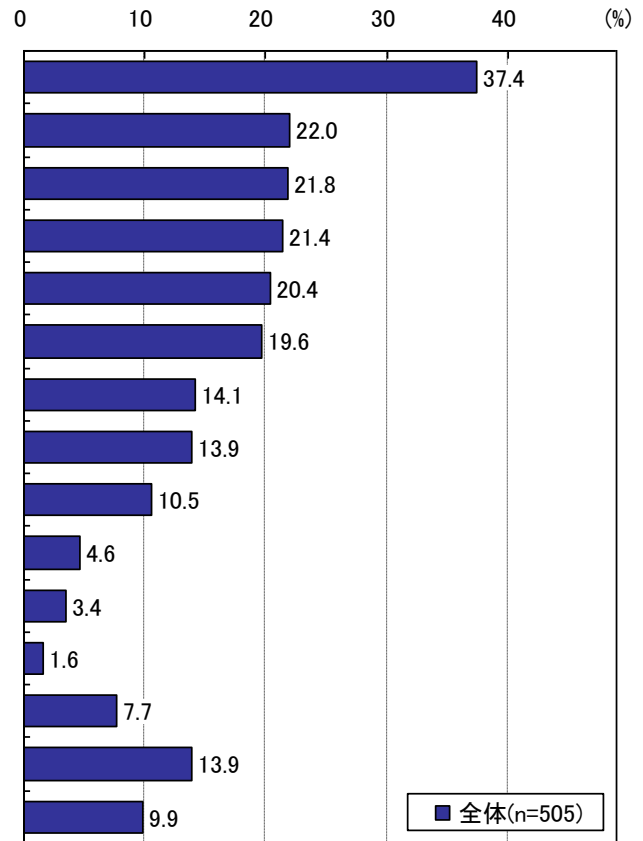
- ・「家族・親せき」が70.3%、「友だち・知り合い」が28.7%、「サービスを受けているところ（施設、事業所など）」が23.4%、「病院」が18.8%などとなっています。
- ・「サービスを受けているところ（施設、事業所など）」は知的障害のある人や39歳以下で、「病院」や「職場」は精神障害のある人で、「家族・親せき」や「保育所・幼稚園・学校」は0～17歳でそれぞれ多くみられます。

## 【福祉や生活に関する相談体制として希望すること】

- ・「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が37.4%と最も多く、次いで「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が22.0%、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が21.8%、「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」が21.4%、「休日・夜間などいつでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が20.4%「障害特性に合った専門相談を受けられるようにしてほしい」が19.6%などとなっています。
- ・「休日・夜間などいつでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」は精神障害のある人で、「障害特性に合った専門相談を受けられるようにしてほしい」や「乳幼児期における相談体制を充実してほしい」は0～17歳でそれぞれ多くみられます。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい  
 1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい  
 情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい  
 住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい  
 休日・夜間などいつでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい  
 障害特性に合った専門相談を受けられるようにしてほしい  
 相談員の対応・態度、面接技術、障害の制度に関する知識を向上させてほしい  
 相談者の同意なしに個人情報か他に伝わらないよう、十分な配慮をしてほしい  
 電話やFAX、メールなどでの相談を受け付けてほしい  
 施設入所者の相談にも対応できるよう、定期的な訪問相談を実施してほしい  
 乳幼児期における相談体制を充実してほしい  
 その他  
 わからない  
 特にな  
 無回答

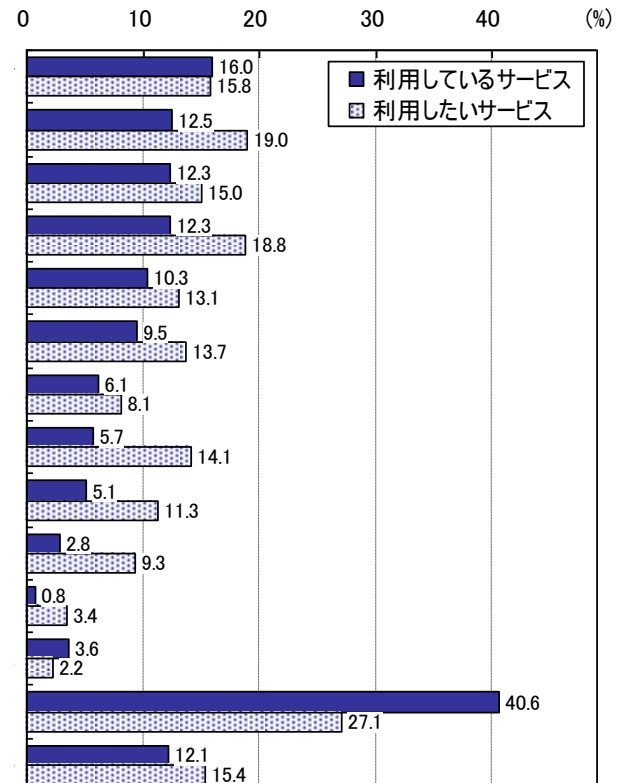


### ⑤ 福祉サービスに関する意識

#### 【福祉サービスの利用状況と今後の利用希望】

(n=505)

児童発達支援、放課後デイサービスなど、障害のある子どもや発達について何らかの支援が必要な子どもを対象としたサービス  
 外出する時の介助や付き添い（同行援護や移動支援など）  
 車いす・補聴器などの補装具や日常生活用具の利用  
 福祉制度やサービスを利用するための相談支援（計画相談支援、障害児相談支援など）  
 施設等へ通って仲間と一緒に就労や生産活動を過ごせる場（就労継続支援、地域活動支援センターなど）  
 自宅にヘルパーなどが来て行う生活の介助や家事の援助（居宅介護など）  
 昼間の時間に施設へ通って受けられる生活の介助や支援（生活介護など）  
 自立した生活を送ったり、働くために必要な知識や能力を身に付ける訓練（自立訓練、就労移行支援など）  
 障害のある人に配慮した住まい・生活の場（グループホームなど）  
 自宅で介助が受けられない時に短期間施設等で受けられる生活の介助（短期入所）  
 自分の考えていることを相手に伝えるための支援（手話通訳、要約筆記など）  
 その他  
 特に利用したいサービスはない  
 無回答



## 【福祉サービスを利用して何か不満に思うこと】

- ・ 選択肢「特に不満に思うことはない」と無回答を除いて、何らかの内容でサービスを利用するときに困ることがあるという人は50.3%となっており、内容別にみると「どの事業者が良いのかわからない」が23.0%、「どんなサービスがあるのか知らない」が16.3%、「サービスの支給量が少ない、支給期間が短い」が10.5%などとなっています。
- ・ サービス種別ごとにみると、居住系サービスや相談支援を利用している人で「どの事業者が良いのかわからない」、また短期入所で「使いたいサービスが使えなかった」と答えた人が30%以上みられます。

単位：%	全体 (n=239)	訪問系 サービス (n=84)	短期入所 (n=14)	日中活動系 サービス (n=87)	居住系 サービス (n=26)	相談支援 (n=62)	地域生活支 援事業 (n=63)	障害児 支援 (n=81)
どの事業者が良いのかわからない	23.0	26.2	21.4	23.0	<b>34.6</b>	<b>33.9</b>	15.9	32.1
どんなサービスがあるのか知らない	16.3	16.7	14.3	20.7	19.2	17.7	14.3	17.3
サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	10.5	10.7	7.1	6.9	0.0	12.9	14.3	17.3
費用負担があるため、サービスが使いづらい	8.8	13.1	7.1	9.2	11.5	9.7	9.5	4.9
事業者情報が不十分	8.8	14.3	<b>28.6</b>	16.1	<b>23.1</b>	<b>19.4</b>	9.5	8.6
障害や疾病のため意思の伝達が難しい	8.8	10.7	<b>21.4</b>	13.8	<b>19.2</b>	11.3	11.1	8.6
使いたいサービスが使えなかった	8.4	8.3	<b>35.7</b>	9.2	3.8	9.7	9.5	11.1
利用してトラブルがあった	2.9	3.6	7.1	2.3	7.7	3.2	3.2	3.7
契約の方法がわからなかった(わかりにくかった)	2.5	1.2	0.0	1.1	3.8	1.6	3.2	3.7
その他	4.2	4.8	7.1	2.3	0.0	4.8	6.3	2.5
特に困ったことはない	41.8	40.5	35.7	43.7	34.6	38.7	41.3	45.7
無回答	7.9	8.3	14.3	5.7	7.7	0.0	11.1	1.2

※網かけ太字は障害者の全体構成比より10ポイント以上高いもの

## 【福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること】

- ・ 「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が41.8%と最も多く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」が27.3%、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が26.1%、「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい」が21.4%、「必要な時にすぐに使えるよう、手続きにかかる時間を短縮してほしい」が20.2%となっています。
- ・ 「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」や「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい」、「障害特性に応じた方法で情報を提供してほしい」は0～17歳で多くみられます。

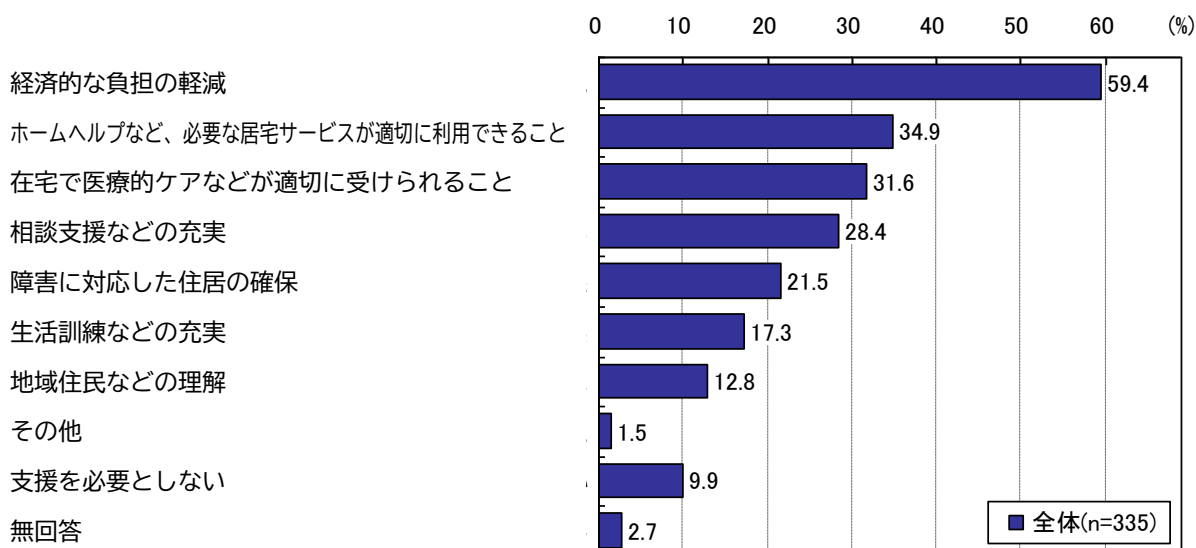
## ⑥ 将来の暮らしについての意識

### 【今後してみたい生活】

- ・「自宅(マンション・団地なども含む)で、家族などと一緒に暮らす」が48.3%、「自宅(マンション・団地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす」が18.0%、「わからない」が14.9%、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障害のある人と一緒に暮らす」が7.7%などとなっています。
- ・精神障害のある人で「自宅(マンション・団地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす」、知的障害のある人で「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障害のある人と一緒に暮らす」がそれぞれ多くみられます。

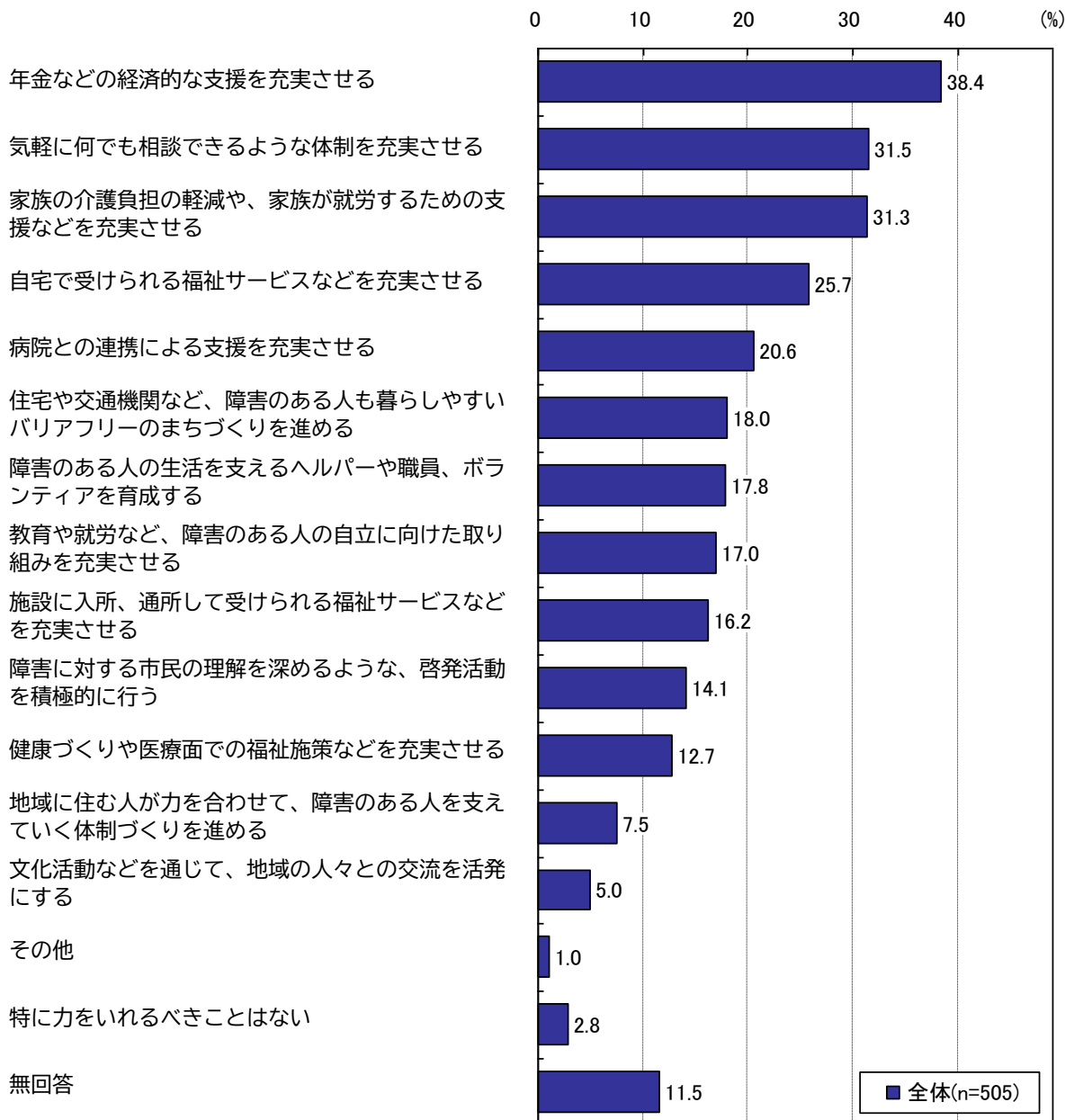
### 【在宅で暮らす際にあればよいと思う支援】

- ・「経済的な負担の軽減」が59.4%と最も多く、次いで「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が34.9%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が31.6%、「相談支援などの充実」が28.4%などとなっています。
- ・「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」は65歳以上で、「相談支援などの充実」は知的障害のある人や0～17歳で、「生活訓練などの充実」は知的障害のある人や39歳以下でそれぞれ多くみられます。



**【暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な配慮】**

- ・「年金などの経済的な支援を充実させる」が38.4%と最も多く、次いで「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」が31.5%、「家族の介護負担の軽減や、家族が就労するための支援などを充実させる」が31.3%、「自宅で受けられる福祉サービスなどを充実させる」が25.7%、「病院との連携による支援を充実させる」が20.6%などとなっています。
- ・「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」精神障害のある人で、「教育や就労など、障害のある人の自立に向けた取り組みを充実させる」と「家族の介護負担の軽減や、家族が就労するための支援などを充実させる」は0～17歳で、「施設に入所、通所して受けられる福祉サービスなどを充実させる」は知的障害のある人でそれぞれ多くみられます。



## (2) 関係団体ヒアリングの主な結果

### ① 調査の概要

計画の策定に向けて、障害者関係団体の会員が抱える課題や施策ニーズ、計画策定への意見等を把握するために実施しました。

#### ■調査対象と実施方法

調査対象	障害者関係団体 4団体（泉南市身体障がい者福祉会、泉南市障害者(児)親の会、泉南のぞみ会、泉南おもちゃライブラリー）
実施方法	ヒアリング調査の配布・回収
調査期間	令和5年(2023年)10月～11月

### ② 主な聴き取り結果

テーマ	主な内容
団体活動の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員の高齢化、新規会員が少ない、そのため会員が減少。これらの要因のため数年後まで組織として活動できるかどうか。</li> <li>・ 会員の減少、会員の高齢化による活動の減少。新規入会者がほぼない。若い人とつながりたいと思っているが、コロナで活動ができなくなってよりバラバラになっている。今後例えば「自立」について学習会を行い、皆に考えてもらいたいと思っているが、どれだけ若い親に参加してもらえかが課題である。</li> <li>・ 会員は高齢化が進み、60～70歳代のため、負担が大きい。新会員が増えず後継者がいなくて困っています。新会員募集方法の工夫が課題だと思う。</li> <li>・ 小さな子どもさんの行く場が増え、お昼からは放課後等デイサービス等の利用で参加人数が増えない。良いおもちゃがたくさんあるので今後有効活用していきたい。</li> </ul>
障害のある人への理解の促進、人々が共に支えあう地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区の評議委員会に障害者の代表を含める。いろんな障害についてもっと勉強する機会を設けてほしい。小学校区内での障害者・高齢者・民生委員・福祉委員・自治会の代表、社協、市の担当課などを含めた幅広い関係者の懇談会設置。障害者だけの家庭に対する地域の支援体制の充実（民生委員等の訪問回数を増やす）。</li> <li>・ 教育が大事と思う。周りに障害者がいるのが当たり前という中で育っていけば自然と理解が進む。小学校の統廃合案が出ているが、共に学ぶ環境づくりをしてほしい。学校によってばらつきのないように。作業所見学など障害者とふれあう場をもっと増やし、まずふれあい知ることが大切で必要である。</li> <li>・ 精神疾患当事者は見た目にはわかりにくいところがあり、わがまま、自分勝手、甘えていると思われがち。最近では発達障害等理解されるようになってきたが、子どもの頃に気づかず、大人になって生きづらさから社会に馴染めず、統合失調症を発症する例が多い。大人になってしまった発達障害の人が</li> </ul>

テーマ	主な内容
	<p>ひきこもりになっている例も多い。そういう人たちをどうやって掘り出し、救っていくかが課題だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児者の理解ができる情報、例えば講演、映画等で。地域の方々と多くの交流を持てる場を作る。参加しやすいイベント等。</li> </ul>
就労、社会参加・体験の機会・場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害全体で楽しめるスポーツ・レクリエーション、交流の場の設定。社会参加、体験の機会を増やすための障害者団体の補助金の増加。小中学校における当事者による授業。</li> <li>・ 泉南市の企業への積極的な雇用の働きかけをしてほしい。就労後のジョブコーチの派遣など就労定着のための手厚い支援が必要と思われる。</li> <li>・ 精神疾患当事者は家の外に出るのが苦手な人が多い。住み慣れた家でもできる仕事を考えるのも大事なのではないかと思う。</li> <li>・ 就労の体験を多くする。就労定着、就労後のサポートが大切だと思う。就労先へ連絡して様子の確認を取り連携する。また、本人とも連絡を取り、困っていること、仕事の様子を聞き、問題があれば仕事先に連絡して連携を取る。1年2年ではなく続けてサポートすることで定着できると思う。</li> </ul>
情報入手、コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思疎通被支援者に対するコミュニケーションの方法の獲得、配慮すべき点などの講座の開催。防災ハザードマップを視覚障害者がわかるように作成。災害時の避難所への手話通訳者の配置。</li> <li>・ 知的障害者は本人が理解することができない人が多く、親が判断することになる。</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳を所持していてもサービスの使い方がよくわからないという人が多く、福祉課で冊子をもらっても情報が見つげにくい。市のホームページも同様に必要な情報にたどり着くまでに諦めてしまう人もいる。だれもがパソコンやスマホを持っているわけではないので、その人にとって必要と思われる情報を選択してわかりやすい手書きのチラシのようなものを作ることも大事だと思う。</li> <li>・ 泉南市が出している月報のようなものを2～3か月に1回でよいので、障害児者用でいろいろな相談、楽しい活動等の日程のお知らせを出して、情報入手したり、コミュニケーションの場を作れるとよい。</li> </ul>
相談支援体制や人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人の相談支援体制で、どのような相談員がどこにいるのかわからない。相談専門員のいる事業所の一覧を配布してほしい。耳で聞いてわかるような情報として相談支援について知らせてほしい。</li> <li>・ 今まで築いてきた相談支援体制がさらに充実するような基幹相談支援センターの設置。支援員を増やす。専門性が必要なので人材をしっかり育ててほしい。</li> <li>・ 役所の受付担当には当事者家族や事業所の相談支援専門員等の経験者がいると相談内容の把握がスムーズになるのではないかと思う。現時点でもそういう人がいるのかもしれないが、相談者は安心できると思う。手帳の更新時などに、困っていることはないかと聞かれたら相談しやすいと思う。</li> <li>・ 人材不足かもしれないが、研修をしっかり受けて人材を増やしてほしい。</li> </ul>

テーマ	主な内容
福祉制度・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同行援護の事業所について、急な受診や公的行事の時に対応してもらえない事業所がある。そのような時は市から業者に指導していただきたい。</li> <li>・ 土日に移動支援のサービスを利用したいが、事業所と契約ができず利用できない。人手不足のためと思われる。人材確保のための支援がほしい。緊急時だけでなくレスパイトケアを利用したい。ショートステイを増やしてほしい。</li> <li>・ 親が亡くなった時に当事者である子どもはどう生きていくのか、親としてはとても心配だ。今からショートステイ、グループホームを探すべきかと悩んでいる親が多い。当事者である子どもはなかなか人と馴染めずサービスをうまく使えないしているということを知ってほしい。</li> </ul>
計画策定に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動手段の充実。樽井公民館を除く三公民館や避難所のバリアフリー化。避難要領の作成・検討時に障害者を含める。バスの停留所や道路の要所に椅子やベンチを設置。車いす利用者でも利用できるスーパー等の通路。障害者を含めた避難訓練の実施。障害者差別解消支援地域協議会の設置。障害者差別解消に係る合理的配慮について当事者団体、事業所への出前講演等の実施。</li> <li>・ 昔と比べ制度は整ってきたが、親亡き後を安心して託せる「重度障害者の生活の場」はあるのか。現制度では事業所の努力だけでは受け止められない。この親の不安がなくなるよう、福祉施策を進めていってほしい。</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳2・3級の人の医療費負担の軽減を切に願う。</li> </ul>



### (3) 事業所アンケート調査の主な結果

計画の策定に向けて、障害福祉に携わるサービス提供事業者がサービスを実施する上での課題や、今後の方向性、ニーズの把握を目的に実施しました。

#### ■調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

調査対象	市内で障害福祉サービス事業所または障害児通所支援事業所を運営している法人
調査方法	電子メール・回答はWEB回答フォームによる
調査期間	令和5年(2023年)10月～11月
回収状況	有効回答数：26件

※アンケート調査結果の各設問の母数n (Numberofcaseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。  
 ※各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。  
 ※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。  
 ※属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を割愛しています。

#### 【利用者からの依頼に対して、サービス提供できなかったこと】

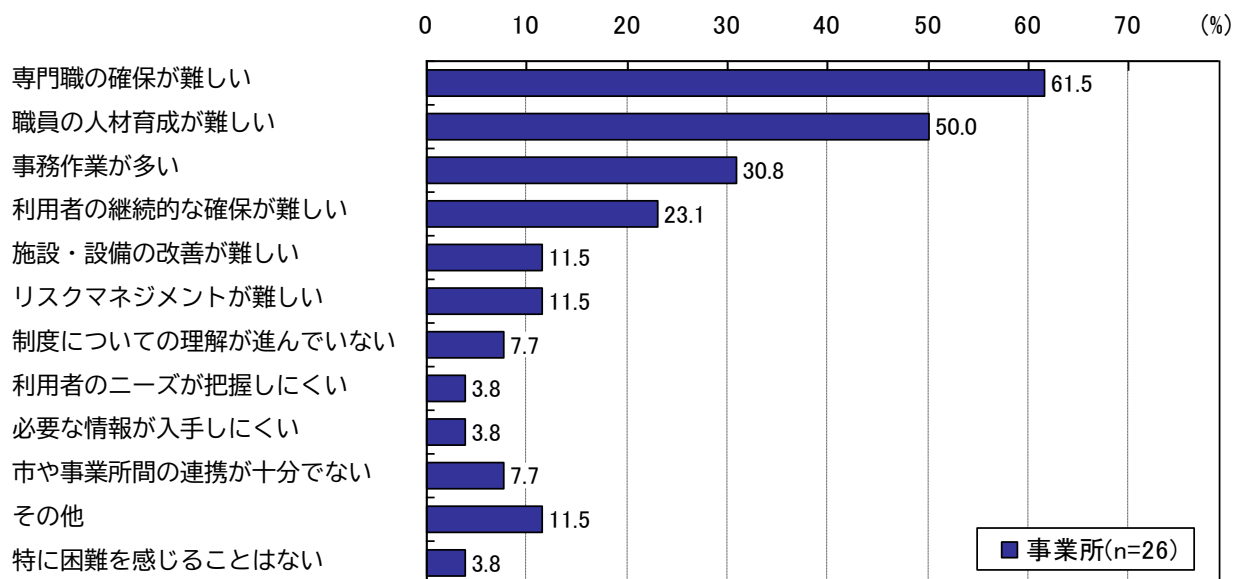
- ・回答事業所の69.2%が「ある」と答えており、その理由として「利用目的がサービスの趣旨に合致しなかった」が38.9%、「希望された日（時間帯）に利用が集中し、対応できなかった」と「事業所では対応できないケースだった」がそれぞれ33.3%、「新規契約を受け入れる余裕がなかった」が27.8%などとなっています。

#### 【医療的ケアの実施状況】

- ・医療的ケアを実施している事業所は23.1%で、実施していない事業所では「資格がない」と答えるところが60.0%となっています。

#### 【事業運営上で特に困難を感じること】

- ・「専門職の確保が難しい」が61.5%と最も多く、次いで「職員の人材育成が難しい」が50.0%、「事務作業が多い」が30.8%、「利用者の継続的な確保が難しい」が23.1%の順となっています。

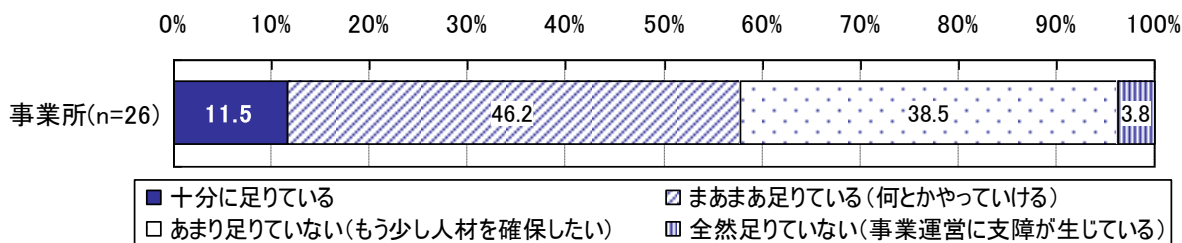


**【BCP（事業継続計画）の作成状況】**

- ・「作成している」が26.9%、「作成中または近々作成する予定である」が53.8%、「作成の目途はまだたっていない」が19.2%となっています。

**【人材の充足感】**

- ・「まあまあ足りている（何とかやっていける）」が46.2%、「あまり足りていない（もう少し人材を確保したい）」が38.5%となっています。



**【人材確保の課題】**

- ・「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が38.5%、「新規学卒者の確保が難しい」と「特定の職種の確保が難しい」がそれぞれ30.8%、「転職や退職が多く人材の定着が難しい」が27.0%などとなっています。

**【人材定着・離職防止のための取り組み】**

- ・「個人の希望に配慮したシフト設定」が61.5%と最も多く、次いで「有給休暇を取得しやすい環境づくり」が57.7%、「子育てや介護との両立支援」が50.0%、「悩みを相談しやすい職場づくり」が46.2%、「スキルアップのための教育・研修の充実」と「仕事のやりがいづくり」がそれぞれ42.3%、「スキルや年数に応じた昇給の仕組み」が38.5%となっています。

**【サービス向上のための取り組み】**

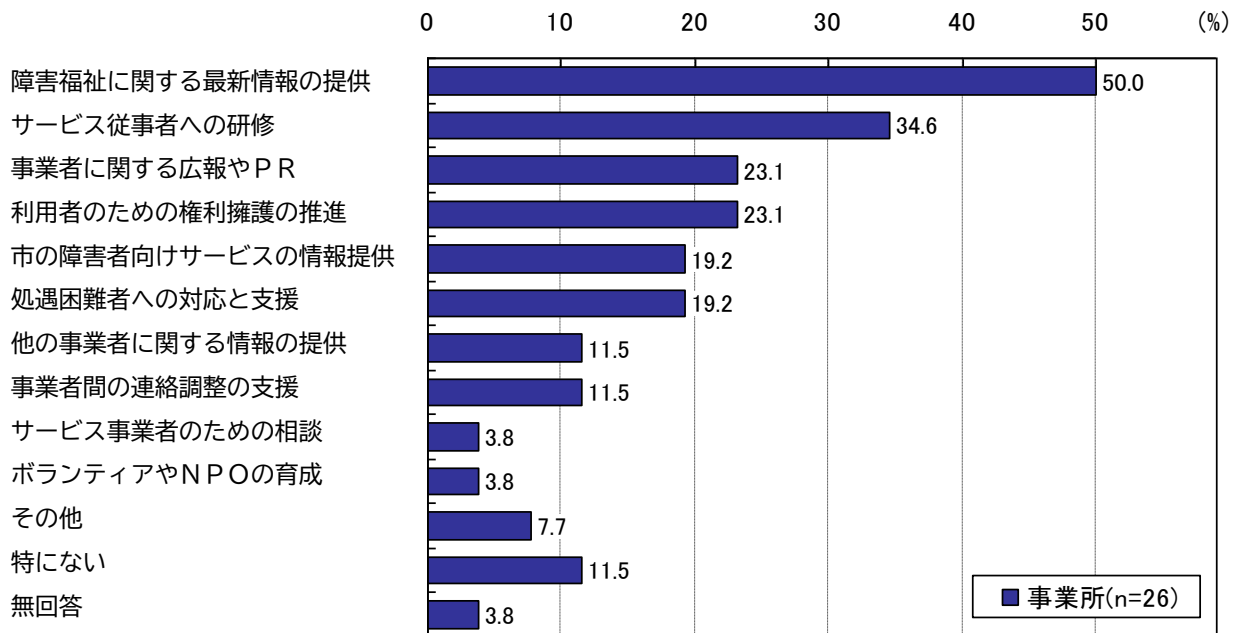
- ・「利用者や利用希望者への相談対応」が73.1%と最も多く、次いで「職場内研修の実施」が69.2%、「苦情や要望に係る窓口の設置」が61.5%、「個別支援計画の作成・見直し」が50.0%、「外部研修の受講促進」と「資格取得の促進」がそれぞれ46.2%となっています。

**【事業者の立場から見て不足していると思われるサービス】**

- ・「不足しているものがある」と答えた事業所は38.5%となっています。
- ・泉南市として対応を検討した方が良い内容として、強度行動障害のある人が使えるサービス、就労継続支援A型事業所、移動支援事業（特に土日、行動援護も）、日中一時支援事業、相談支援事業所の人材確保、児童の相談支援等の機関が少ないこと、事業所の質の底上げを目的とした研修の実施、事業所間の連携や交流の場がないことなどが意見として寄せられています。

**【事業者として市に望むこと】**

- ・「障害福祉に関する最新情報の提供」が50.0%、「サービス従事者への研修」が34.6%、「事業者に関する広報やPR」と「利用者のための権利擁護の推進」がそれぞれ23.1%などとなっています。



## 4 今後の施策推進に向けた課題

---

国・大阪府・社会の動向、本市における状況、市民・事業者の意識等から本計画における課題については、次のような内容が考えられます。

### ① 地域生活を続けるための支援

地域で生活している障害のある人にとっては、障害特性に関わらず、可能な限り地域での生活を継続し、本人の希望を尊重した地域生活の実現を図ることが重要です。また、施設入所者や長期入院患者の地域移行を進めていく上で、重度障害のある人の利用にも対応した訪問系サービスや日中活動系サービス、短期入所、共同生活援助（グループホーム）など、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより一層進めていくことが必要です。

とりわけ相談支援体制の充実については、地域福祉施策として進める重層的支援体制の整備の一環として、障害者基幹相談支援センターの設置に取り組み、専門的な相談機能の充実と多機関連携による相談支援体制の構築を進めていく必要があります。

また、面的整備により設置の検討を進めている地域生活支援拠点については、緊急時の対応、各社会資源を結びつけるコーディネーターの設置など、機能強化が求められています。

### ② 地域で自立するための働く場や活動の場の確保

障害のある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障害特性や一人ひとりの意欲、適性等に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。

より多くの障害のある人が就労し、また継続するために、障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の提供義務化も含め、一般事業所等への理解促進等を通じて多様な働き方ができる仕事づくりを進めるとともに、一般就労した障害のある人の就労後の職場でのサポートや評価、職場とのミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。

また、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制の確立、住まいや移動手段の確保など就労の基盤となる環境づくりも必要です。加えて、従来からの課題である就労継続支援（B型）の工賃向上に向けた一層の取り組みが必要です。

令和6年度(2024年度)の制度改正により「就労選択支援」事業の創設、短時間就労を行う人の障害者雇用率への算定対象化、一般就労中の人の就労系福祉サービスの一時利用を認めるなど、障害のある人に対する就労支援の枠組みが改められますが、関係機関・団体、事業者等との連携を通じて、新制度へのいち早い対応を図っていく必要があります。

### ③ 障害児支援の提供体制の整備等

重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害のある児童など、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化や重層的な支援体制の整備が必要です。

令和6年度(2024年度)の児童福祉法の一部改正に伴い、児童発達支援センターが地域の障害のある児童の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、発達支援の入り口としての相談機能が求められています。

今後とも福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障害児通所支援サービスや相談機能の充実など、重層的な支援体制の整備を推進します。

### ④ 福祉サービスの提供体制の整備・充実

障害のある人の福祉ニーズに対応し、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進を通じて、これまで計画的に事業所等の社会資源の整備は進められてきましたが、強度行動障害など重度障害のある人や医療的ケアの必要な人の実態把握やサービス利用ニーズの把握のもとに社会資源の充実に努める必要があります。

特に、共同生活援助（グループホーム）については、主な介護の担い手である家族の高齢化等により家庭における介護負担が増す傾向があるなか、地域生活の継続や地域移行を促進する上で必要な社会資源であることをふまえ、利用ニーズに即したグループホームの整備を促進する必要があります。

⑤ 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通）の向上

障害のある人が障害の種類や程度に応じた手段を選び、全国のどこでも障害のない人と同じタイミングで日常生活や社会生活に必要な情報を取得し、利用できるとともに、意思疎通を行えるよう、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策を総合的に進めていく必要があります。

また、道路・公共交通機関、民間も含めた建築物の一層のバリアフリー化など、誰もが移動・利用しやすい環境の充実が必要です。

## 第3章 成果目標と活動指標

### I 障害福祉計画

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、国の基本指針や大阪府の考え方に基づいて、令和8年度(2026年度)を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 成果目標

項目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
入所者数	34人	・令和4年度(2022年度)末時点の入所者数(35人)から削減数を引いた数。
地域生活への移行者数 (入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数)	3人	・国・府の考え方では令和4年度(2022年度)末の施設入所者数(35人)の6%以上。
削減数	1人	・国の基本指針では令和4年度(2022年度)末の施設入所者数(35人)の5%以上。 ・府の考え方では令和4年度(2022年度)末の施設入所者数の1.7%以上。

##### 目標実現に向けた取り組み

- 地域移行が進むよう、自立支援協議会で事例検討などを通じてノウハウを蓄積するとともに、地域特性をふまえた課題集約と課題の解消に向けた取り組みを促進します。
- 地域移行が可能な障害者支援施設入所者や精神科病院入院患者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域資源や利用可能な制度を周知し、さらにピアサポーターの活用などを通じて、地域移行への意欲向上に努めます。
- 重度の障害のある人、強度行動障害のある人など様々な人が入居できるグループホームの整備を促進します。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。

○障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種団体等とともに、引き続き障害への理解促進・啓発活動を実施します。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 成果目標

項目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
精神病床の1年以上入院患者数	179人 (府設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本指針では、令和2年度(2020年度)と比べて約3.3万人の減少をめざす。</li> <li>・府の考え方では、令和8年(2026年)6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人として目標値を設定。市町村においては、長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。 (大阪府からのデータ提供)</li> </ul>

### 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	4回	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の年間参加者数	32人	32人	32人	32人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の月平均利用者数	20人	23人	26人	29人
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の月平均利用者数	2人	2人	2人	3人



### 目標実現に向けた取り組み

- 保健所と連携しながら、未治療・医療中断などの医療・保健分野における課題と、社会資源の活用・開発などの福祉分野における課題に取り組み、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための体制づくりを推進します。
- 地域移行が可能な精神科病院長期入院患者について、利用可能な制度周知を行います。
- 長期入院患者に対して、ピアサポーターの活用を通じて地域移行のきっかけづくりを行います。
- 精神障害のある人が安心して地域で生活するための環境整備や地域住民への理解促進に取り組みます。

## (3) 地域生活支援の充実

### 成果目標

項目	令和8年度(2026年度)目標	目標設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1拠点 (面的整備)	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保。
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	・国・府の考え方では、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築。
地域生活支援拠点等における支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回以上	・国・府の考え方では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討。
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	支援ニーズの把握 支援体制の整備	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置箇所数	0拠点	1拠点	1拠点	1拠点
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	2回	2回	2回	2回

目標実現に向けた取り組み

- 市内全体を一つの面と捉えた面的整備とし、地域全体で支援するネットワークの構築を行い、市全体で障害のある人の生活を支える体制を整備し、機能の強化に努めていきます。
- 地域生活支援拠点の機能の充実のため、コーディネーターを配置します。
- 緊急時における短期入所の受け入れについて、市域の事業所と検討を進めます。
- 市域における支援力を高める人材育成や、そのための研修を実施します。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人、医療的ケアを必要とする障害のある人の状況や支援ニーズを把握するとともに、今後の支援のあり方を自立支援協議会とともに検討します。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

## 成果目標

項目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
年間一般就労移行者数(全体)	18人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(13人)の1.28倍以上。 (大阪府からのデータ提供)
年間一般就労移行者数(就労移行支援)	6人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(4人)の1.31倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。 (大阪府からのデータ提供)
年間一般就労移行者数(就労継続支援A型)	3人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(2人)の1.29倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。 (大阪府からのデータ提供)
年間一般就労移行者数(就労継続支援B型)	9人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)実績(7人)の1.28倍以上。 ・府の目標値を各市町村の実績に応じて按分。 (大阪府からのデータ提供)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	6割	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上。
就労定着支援事業の利用者数	9人	・国・府の考え方では、令和3年度(2021年度)の1.41倍以上。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	2.5割	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)における就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上。
就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額	20,000円	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、大阪府が提供する市町村単位での令和8年度(2026年度)の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和3年度(2021年度)の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。 (大阪府からデータ提供あり)

### 目標実現に向けた取り組み

- ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめ、相談支援事業所等とも連携を密にしながら、障害者の就労の場の拡大や工賃の向上に向け、企業等への障害者雇用に対する研修会の開催や、大阪府が実施する事業の周知など理解促進に努めます。
- 自立支援協議会に就労支援に特化した部会を設置し、関係機関との連携を通じて、一般企業での就労や就労の継続が困難な人に対し、個々の状況に応じた日中活動の場の確保や一般就労、就労定着ができるよう支援に努めます。
- 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対して、適正な運営や一般就労に向けた支援内容の質の向上を図れるよう、障害福祉サービス事業所連絡会との連携により、情報共有の体制を確保します。
- 福祉施設から一般就労へ移行した人が継続して就労するために、就労定着支援の整備とサービス利用の促進を図ります。
- 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針」に基づき調達を推進します。
- 障害のある人の工賃向上のため、就労支援サービス事業所等の物品・サービスの販売の拡大等について、自立支援協議会などとともに検討します。
- 令和7年(2025年)に施行予定の就労選択支援について、事業の実施内容や参入事業所の誘致、支援者の確保・育成について、自立支援協議会などにおける検討を行い、円滑な事業開始に向け準備を進めます。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

## 成果目標

項目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)未までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置。
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)未までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。
地域自立支援協議会における体制の確保	体制の確保	・国・府の考え方では、令和8年度(2026年度)未までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保。

## 成果目標の達成に向けた活動指標

指標	【現状】	【見込み】			
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
基幹相談支援センターの設置	未設置	未設置	設置済	設置済	
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	0件	0件	6件	6件	
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	0件	0件	6件	6件	
地域の相談機関との連携強化の取り組みの年間実施回数	0回	0回	6回	6回	
個別事例の支援内容の検証の年間実施回数	0回	0回	6回	6回	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	0人	0人	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数	4回	4回	4回	4回	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間参加事業者・機関数	15社	15社	15社	15社	
協議会の専門部会の設置数	3	3	3	3	
協議会の専門部会の年間実施回数	14回	14回	14回	14回	

### 目標実現に向けた取り組み

- 各種媒体や手法を用いて、相談支援体制を周知します。
- 令和7年度(2025年度)に設置する基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所などだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修などを実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。
- 主任相談支援専門員が多機関連携や自立支援協議会において中心的な役割を担うことによって、相談支援体制を強化し、住みやすい地域づくりを推進します。
- 計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取り組みを検討します。
- 高齢者福祉や障害福祉、子ども・子育て支援等の各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に対応できるよう、多機関の協働による重層的支援体制を充実させます。

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 成果目標

項目	令和8年度(2026年度)目標	目標設定の考え方
サービスの質を向上させるための体制の構築	体制の構築	・国の指針では、令和8年度(2026年度)未までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起	実施	・大阪府独自で設定。 ・府の考え方では、各市町村において、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定。
報酬の審査体制の強化等	実施	
指導権限を有する者との協力連携	実施	
適正な指導監査等	実施	

### 成果目標の達成に向けた活動指標

指標		【現状】	【見込み】		
		令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数		1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数	0回	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有	有
	実施回数	1回	1回	1回	1回

目標実現に向けた取り組み

- 大阪府その他の機関等による、障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に関する具体的理解のための市職員向け研修などに参加します。
- 障害福祉サービス等事業者の指導・監査等に係る関係課・機関等と連携し、指導監査の適正な実施とその結果の情報共有、請求審査結果の分析などを通じて、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を推進します。
- 報酬請求エラーの多い項目について、集団指導などの場で注意喚起を行います。

(7) 発達障害者等に対する支援

活動指標

指 標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間受講者数	36人	40人	40人	40人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間実施者数	0人	5人	5人	5人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人	0人

目標実現に向けた取り組み

- 子ども総合支援センターにて、保護者学習会として発達障害理解と支援方法等や親子でのリラクゼーション方法についての学習会、先輩保護者を招いての学習会や保護者同士の交流等を実施しています。
- ペアレントプログラム等の年間受講者数については、国及び大阪府の方針に基づき、子ども総合支援センターにて実施している保護者対象の学習会や交流会等の参加者数を目標値として定めます。
- ペアレントメンターについては、大阪府のペアレント・メンター事業の活用を基本とし、必要な方に支援が届くよう事業の周知を行います。
- 今後も、発達障害のある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう支援体制の確保に努めます。



## 2 障害児福祉計画

障害児支援の提供体制の整備に向け、基本指針や府の考え方に基づいて、令和8年度(2026年度)を目標年度として、次のとおり目標を設定します。

なお、障害児支援の体制について検討するにあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく様々な子育て支援施策の提供体制とも密接に関わることから、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」等とも連携を図ります。

### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

#### 成果目標

項目	令和8年度(2026年度)目標	目標設定の考え方
重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置	設置済	・国の指針・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、市町村において児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制の構築	・国の指針・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築。
障害児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置	設置済	

#### 目標実現に向けた取り組み

児童発達支援センターにおいては、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるよう、障害種別や年齢に関わらず、切れ目のない支援を提供する市域の拠点として、重層的な地域支援体制の構築に向けた取り組みを行います。また、保育所等訪問支援については、今後も支援体制の継続・充実に努めます。

## (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 成果目標

項目	令和8年度(2026年度)目標	目標設定の考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針では、令和8年度(2026年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。</li> <li>・府の考え方では、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。</li> </ul>

### 目標実現に向けた取り組み

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、今後も支援体制の継続に向け、ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます。

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

#### 成果目標

項目	令和8年度 (2026年度)目標	目標設定の考え方
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	設置済 福祉関係 2名 医療関係 1名	・国の指針・府の考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市町村に設置。心身状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

#### 活動指標

指標	【現状】	【見込み】		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	福祉関係 2名 医療関係 1名	福祉関係 2名 医療関係 1名	福祉関係 2名 医療関係 1名	福祉関係 2名 医療関係 1名

#### 目標実現に向けた取り組み

本市においては、すでに協議の場を泉佐野保健所圏域（3市3町）において設置済であり、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めるなど、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。

## 第4章 障害福祉サービスの見込量と提供方針

### I 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスの計画値については、基本的に各サービスの障害種別ごとに、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。なお、障害者総合支援法においてサービス受給の対象となる手帳を持たない難病患者については、身体障害に含んでいます。

#### ① 訪問系サービス及び短期入所

- 居宅介護を含む訪問系サービスについては、日常生活を営むのに支障がある障害のある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。障害のある人の多様なニーズに対応するため、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 特に、強度行動障害など重度障害のある人、医療的ケアの必要な人などに対応できる事業者の参入について積極的に取り組む必要があることから、大阪府や近隣自治体と連携し、専門的な人材の養成・確保に努めます。
- 重度障害者等包括支援といった利用のみられないサービスについては、泉南市自立支援協議会で個別事例を検討しながら、必要な場合にはサービス実施を検討していきます。
- 身近な地域で事業展開している市民や障害者団体によるサービス提供の実情や、これらの主体が必要とするニーズを的確に把握するとともに、障害福祉サービス事業所の確保に努めます。
- 過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 居宅介護

サービス概要	
居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	43人	1,163時間	43人	1,163時間	43人	1,163時間
	実績値	47人	1,349時間	45人	1,266時間	48人	1,250時間
知的障害	計画値	69人	625時間	73人	662時間	77人	702時間
	実績値	67人	626時間	66人	635時間	71人	672時間
精神障害	計画値	65人	824時間	66人	834時間	67人	845時間
	実績値	67人	824時間	69人	753時間	74人	807時間
障害児	計画値	4人	56時間	4人	56時間	4人	56時間
	実績値	4人	53時間	5人	50時間	4人	33時間
合計	計画値	181人	2,668時間	186人	2,715時間	191人	2,766時間
	実績値	185人	2,852時間	185人	2,704時間	197人	2,762時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	49人	1,377時間	51人	1,406時間	52人	1,435時間
知的障害	計画値	73人	685時間	75人	704時間	77人	714時間
精神障害	計画値	77人	843時間	81人	878時間	84人	900時間
障害児	計画値	4人	41時間	4人	41時間	4人	41時間
合計	計画値	203人	2,946時間	211人	3,029時間	217人	3,090時間

(イ) 重度訪問介護

サービス概要	
重度の肢体不自由か重度の行動障害を有する人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	9人	1,387時間	9人	1,387時間	9人	1,387時間
	実績値	9人	1,113時間	9人	923時間	9人	957時間
知的障害	計画値	1人	297時間	1人	297時間	1人	297時間
	実績値	1人	26時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障害児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	10人	1,684時間	10人	1,684時間	10人	1,684時間
	実績値	10人	1,139時間	9人	923時間	9人	957時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	9人	995時間	9人	995時間	9人	995時間
知的障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
精神障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	9人	995時間	9人	995時間	9人	995時間

## (ウ) 同行援護

サービス概要	
移動には著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。	

## ■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	22人	555時間	22人	555時間	22人	555時間
	実績値	17人	478時間	17人	505時間	18人	536時間
障害児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	22人	555時間	22人	555時間	22人	555時間
	実績値	17人	478時間	17人	505時間	18人	536時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	18人	536時間	18人	536時間	18人	536時間
障害児	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
合計	計画値	18人	536時間	18人	536時間	18人	536時間

(工) 行動援護

サービス概要	
行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人が対象となります。行動するときにしじ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
知的障害	計画値	18人	664時間	19人	711時間	21人	761時間
	実績値	16人	578時間	14人	527時間	17人	654時間
精神障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障害児	計画値	3人	59時間	3人	62時間	3人	65時間
	実績値	2人	40時間	3人	61時間	3人	61時間
合計	計画値	21人	723時間	22人	773時間	24人	826時間
	実績値	18人	618時間	17人	588時間	20人	715時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
知的障害	計画値	17人	636時間	18人	673時間	18人	673時間
精神障害	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
障害児	計画値	3人	61時間	4人	82時間	4人	82時間
合計	計画値	20人	697時間	22人	755時間	22人	755時間

(オ) 重度障害者等包括支援

サービス概要	
介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。市内や近隣自治体には事業者がなく、サービス利用実績もこれまでありません。	



② 短期入所

- 短期入所については、障害のある人や家族等の介護者が安心して暮らしていくために必要なサービスです。
- 特に、強度行動障害など重度障害のある人、医療的ケアの必要な人への対応が喫緊の課題となっていることから、大阪府や近隣自治体と連携し、医療型障害児入所施設や障害者支援施設のほか、公立病院等医療機関における短期入所事業の実施を働きかけるなど、事業所の確保に取り組めます。
- 過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用日数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

サービス概要	
介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	6人	45人日	6人	50人日	6人	56人日
	実績値	3人	17人日	5人	19人日	6人	26人日
知的障害	計画値	8人	97人日	8人	97人日	8人	97人日
	実績値	2人	15人日	2人	26人日	4人	64人日
精神障害	計画値	1人	1人日	1人	1人日	1人	1人日
	実績値	1人	1人日	1人	2人日	0人	0人日
障害児	計画値	3人	16人日	3人	16人日	3人	16人日
	実績値	4人	12人日	4人	14人日	4人	19人日
合計	計画値	18人	159人日	18人	164人日	18人	170人日
	実績値	10人	45人日	12人	61人日	14人	109人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	7人	32人日	9人	41人日	10人	46人日
知的障害	計画値	5人	80人日	6人	96人日	7人	112人日
精神障害	計画値	1人	2人日	1人	2人日	1人	2人日
障害児	計画値	4人	19人日	4人	19人日	4人	19人日
合計	計画値	17人	133人日	20人	158人日	22人	179人日

### ③ 日中活動系サービス

- 日中活動系サービスについては、泉南市自立支援協議会を通じてニーズの掘り起こしに努めるとともに、そのニーズに対応できるよう、サービス提供事業所の確保や施策の検討を行います。
- 日中活動の場の確保においては、障害種別により必要なサービスや利用日数などが異なるため、個別の事案についてのニーズを把握し、サービス提供に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行などの成果目標を達成するためには、就労移行支援事業所等の拡充や就労支援策の充実を図っていく必要があることから、泉南市自立支援協議会において地域課題を検討しつつ、就労支援機関や企業等との連携、庁内連携体制の確立など、就労支援策の強化に向けて取り組みます。
- 就労支援に必要なこととして、企業等への理解や職場の上司や同僚への理解が求められており、企業等への働きかけや職場への啓発活動を促進するため、事業所等と連携を図ります。
- 発達障害や高次脳機能障害、難病等、従来の支援策に加えて、障害種別、障害特性等に対応できる事業者の充実に向けて、大阪府や近隣自治体と連携を図ります。
- 過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用日数を求めるとともに、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

## (ア) 生活介護

サービス概要	
常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。	

## ■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	38人	648人日	40人	696人日	43人	748人日
	実績値	38人	647人日	37人	642人日	38人	701人日
知的障害	計画値	122人	2,389人日	123人	2,458人日	124人	2,528人日
	実績値	120人	2,326人日	119人	2,340人日	123人	2,454人日
精神障害	計画値	11人	190人日	12人	225人日	14人	266人日
	実績値	12人	159人日	10人	147人日	9人	159人日
合計	計画値	171人	3,227人日	175人	3,379人日	181人	3,542人日
	実績値	170人	3,132人日	166人	3,129人日	170人	3,314人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	39人	719人日	40人	737人日	41人	756人日
知的障害	計画値	124人	2,473人日	126人	2,513人日	127人	2,533人日
精神障害	計画値	9人	159人日	9人	159人日	9人	159人日
合計	計画値	172人	3,351人日	175人	3,409人日	177人	3,448人日

(イ) 療養介護

サービス概要	
医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数		利用者数		利用者数	
合計	計画値	4人		4人		4人	
	実績値	4人		5人		5人	

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数		利用者数		利用者数	
合計	計画値	5人		6人		6人	

(ウ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス概要	
機能訓練は、主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	
生活訓練は、主に入所施設・病院を退所・退院した人が、地域生活への移行などを図るうえで自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績 (月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	1人	18人日	1人	18人日	1人	18人日
	実績値	0人	0人日	0人	0人日	2人	41人日
知的障害	計画値	13人	220人日	16人	264人日	19人	316人日
	実績値	11人	214人日	7人	101人日	3人	61人日
精神障害	計画値	2人	41人日	3人	49人日	4人	59人日
	実績値	1人	2人日	2人	18人日	2人	27人日
合計	計画値	16人	279人日	20人	331人日	24人	393人日
	実績値	12人	216人日	9人	119人日	7人	129人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値（機能訓練）

（月あたり）

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
知的障害	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
精神障害	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
合計	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

■第7期計画の計画値（生活訓練）

（月あたり）

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	2人	41人日	2人	41人日	2人	41人日
知的障害	計画値	3人	61人日	3人	61人日	3人	61人日
精神障害	計画値	2人	27人日	2人	27人日	3人	40人日
合計	計画値	7人	129人日	7人	129人日	8人	142人日

（工）就労選択支援

サービス概要
<p>就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選べるように相談支援や関係機関との調整を行います。</p> <p>※令和7年(2025年)10月1日より新たに創設される予定のサービスのため、調整中。</p>

■第7期計画の計画値

（月あたり）

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	—	0	0
知的障害	計画値	—	0	0
精神障害	計画値	—	0	0
合計	計画値	—	0	0

(オ) 就労移行支援

サービス概要	
一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	3人	54人日	4人	59人日	4人	64人日
	実績値	1人	7人日	1人	10人日	1人	21人日
知的障害	計画値	11人	232人日	12人	254人日	13人	277人日
	実績値	9人	153人日	12人	231人日	17人	330人日
精神障害	計画値	3人	67人日	4人	79人日	4人	79人日
	実績値	5人	85人日	8人	136人日	8人	132人日
合計	計画値	17人	353人日	20人	392人日	21人	420人日
	実績値	15人	245人日	21人	377人日	26人	483人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	1人	12人日	1人	12人日	1人	12人日
知的障害	計画値	21人	391人日	25人	465人日	29人	540人日
精神障害	計画値	9人	152人日	11人	186人日	12人	203人日
合計	計画値	31人	555人日	37人	663人日	42人	755人日

(カ) 就労継続支援（A型）

サービス概要	
一般企業等への就労が困難な人を対象として、利用者が就労支援事業所と雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	10人	188人日	11人	207人日	12人	228人日
	実績値	8人	142人日	7人	117人日	6人	119人日
知的障害	計画値	13人	273人日	15人	300人日	16人	330人日
	実績値	15人	297人日	22人	439人日	24人	487人日
精神障害	計画値	10人	194人日	11人	213人日	12人	234人日
	実績値	12人	199人日	15人	256人日	22人	410人日
合計	計画値	33人	655人日	37人	720人日	40人	792人日
	実績値	35人	638人日	44人	812人日	52人	1,016人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	6人	124人日	6人	124人日	6人	124人日
知的障害	計画値	28人	578人日	32人	661人日	36人	744人日
精神障害	計画値	27人	531人日	32人	630人日	37人	728人日
合計	計画値	61人	1,233人日	70人	1,415人日	79人	1,596人日

(キ) 就労継続支援（B型）

サービス概要	
一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	23人	396人日	24人	426人日	25人	460人日
	実績値	25人	419人日	25人	423人日	31人	531人日
知的障害	計画値	123人	2,370人日	127人	2,441人日	132人	2,514人日
	実績値	136人	2,570人日	146人	2,748人日	150人	2,871人日
精神障害	計画値	60人	925人日	66人	1,047人日	72人	1,185人日
	実績値	69人	998人日	79人	1,160人日	83人	1,243人日
合計	計画値	206人	3,691人日	217人	3,914人日	229人	4,159人日
	実績値	230人	3,987人日	250人	4,331人日	264人	4,645人日

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	34人	582人日	37人	633人日	40人	685人日
知的障害	計画値	157人	3,023人日	164人	3,158人日	171人	3,293人日
精神障害	計画値	90人	1,397人日	97人	1,506人日	104人	1,614人日
合計	計画値	281人	5,002人日	298人	5,297人日	315人	5,592人日



## (ク) 就労定着支援

サービス概要	
就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	

## ■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	0人	0人
知的障害	計画値	2人	3人	3人
	実績値	3人	2人	3人
精神障害	計画値	1人	1人	2人
	実績値	2人	2人	2人
合計	計画値	4人	5人	6人
	実績値	6人	4人	5人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	3人	4人	5人
精神障害	計画値	2人	3人	4人
合計	計画値	5人	7人	9人

#### ④ 居住系サービス

- 居住系サービスについては、障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、グループホームの整備の必要性が高いため、地域住民の理解促進を図るとともに、サービス提供事業所との連携や情報提供などを通じて参入促進に努めます。
- 重度障害のある人の生活の場として、重度対応型グループホームの整備を促進するため、府や関係機関と連携しながら、運営法人などへの指導や支援を行うことに努めます。
- 施設入所支援については、提供基盤及び利用者の確保に努めるとともに、障害支援区分に基づき必要な人が利用できるように努めます。
- 過去の利用実績から利用者数の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出しています。

## (ア) 共同生活援助（グループホーム）

サービス概要
夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

## ■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	7人	7人	7人
	実績値	11人	11人	11人
知的障害	計画値	100人	103人	107人
	実績値	101人	104人	108人
精神障害	計画値	14人	15人	15人
	実績値	14人	17人	20人
合計	計画値	121人	125人	129人
	実績値	126人	132人	139人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	11人	12人	13人
知的障害	計画値	111人	114人	117人
精神障害	計画値	23人	26人	29人
合計	計画値	145人	152人	159人

(イ) 施設入所支援

サービス概要	
施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	7人	7人	7人
	実績値	7人	8人	7人
知的障害	計画値	27人	27人	27人
	実績値	27人	29人	28人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	35人	35人	35人
	実績値	34人	37人	35人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	7人	7人	6人
知的障害	計画値	28人	28人	28人
精神障害	計画値	0人	0人	0人
合計	計画値	35人	35人	34人

(ウ) 自立生活援助

サービス概要	
障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うなど適切な支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
精神障害	計画値	2人	2人	2人
	実績値	1人	0人	0人
合計	計画値	2人	2人	2人
	実績値	1人	0人	0人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	0人	0人	0人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	1人	1人	1人

### ⑤ 相談支援

- 精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行など「地域移行支援」と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などの「地域定着支援」を活用できるよう、支援策の検討を進めるとともに、広報・周知に努めます。
- 福祉サービスの利用について、どの事業所が良いのかわからない人やどんなサービスがあるのか知らない人が多くなっており、相談支援事業所の確保や相談支援専門員の質の確保に加え、相談機関同士の連携促進、相談支援事業利用促進を図ります。
- 相談支援専門員の確保とともに、相談支援専門員間の情報共有及び研修の場を設けることで質の確保・向上に努めます。
- 近年の利用者の増加傾向、入所施設等から地域へ移行する人などを加味し、サービス見込量を算出しています。

(ア) 計画相談支援

サービス概要	
障害福祉サービスを利用する障害のある人に対し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	16人	21人	29人
	実績値	14人	14人	13人
知的障害	計画値	54人	57人	62人
	実績値	54人	55人	57人
精神障害	計画値	24人	28人	32人
	実績値	24人	24人	28人
障害児	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	94人	106人	123人
	実績値	92人	93人	98人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	13人	14人	15人
知的障害	計画値	59人	61人	63人
精神障害	計画値	30人	32人	34人
障害児	計画値	0人	0人	0人
合計	計画値	102人	107人	112人

(イ) 地域移行支援

サービス概要	
障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他適切な支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	0人	0人	0人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	1人	1人	1人



(ウ) 地域定着支援

サービス概要	
居宅において単身で生活する障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他必要な支援を行います。	

■第6期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
合計	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
		利用者数	利用者数	利用者数
身体障害	計画値	0人	0人	0人
知的障害	計画値	0人	0人	0人
精神障害	計画値	1人	1人	1人
合計	計画値	1人	1人	1人

## 2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業については、泉南市自立支援協議会との連携を強化し、事例研究及びサービス提供事業所、関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、必要な人が必要な事業を利用できるよう、事業内容の周知を図ります

### ① 相談支援事業等

- 理解促進研修・啓発事業では、障害のある人への理解を深め、障害のある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去及び共生社会の実現のため、関係機関と協力し事業を実施します。
- 自発的活動支援事業では、障害のある人の自立や社会参加を促進するための活動を積極的に実施します。
- 障害者相談支援事業では、障害のある人や家族の相談等に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。また、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化等に努めるとともに、自立支援協議会を充実・強化すること等により関係機関との連携強化を図り、困難事例や権利擁護、地域移行への対応等、総合的な相談に努めます。

サービスの種別		サービス概要
理解促進研修・啓発事業		障害のある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。
自発的活動支援事業		障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動など、自発的に行われる活動を支援するものです。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害のある人や家族等を対象とする相談事業を実施し、障害のある人の地域における生活を総合的に支援します。
	基幹相談支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置されたものであり、専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、関係機関との連携強化、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

サービスの種別	サービス概要
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申し立てを行う制度です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を準備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。

■第6期計画の計画値と利用実績

			令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	設置有無	無	有	有
		実績値	無	無	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	無	有	有
		実績値	無	無	無
	住宅入居等支援事業	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	1人	1人	1人
		実績値	1人	2人	1人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値

			令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	計画値	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施有無	計画値	実施	実施	実施	
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置有無	計画値	無	有	有
	障害者相談支援事業	箇所数	計画値	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	計画値	無	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	計画値	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	1人	1人	1人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	計画値	未実施	未実施	未実施	

② 意思疎通支援事業

○聴覚、音声・言語機能等、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話通訳指導員の配置と生活相談事業の実施、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。手話奉仕員養成研修事業では、障害のある人の社会参加が促進されるよう、手話通訳者の養成・確保に努め、サービスの充実を図ります。

サービスの種別	サービス概要
手話通訳者派遣事業	聴覚機能や音声・言語機能の障害により、意思の伝達に支援を必要とする人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人の社会参加や交流活動を支援するために日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

■第6期計画の計画値と利用実績

(年あたり)

実績値		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣 事業	計画値	233件	573時間	233件	573時間	233件	573時間
	実績値	210件	278時間	195件	285時間	200件	285時間
要約筆記者派遣 事業	計画値	4件	18時間	4件	18時間	4件	18時間
	実績値	0件	0時間	0件	0時間	1件	5時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

			令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
手話通訳者設置 事業	設置 者数	計画値	1人	1人	1人
		実績値	1人	1人	1人
手話奉仕員養成 研修事業	修了 者数	計画値	7人	7人	7人
		実績値	9人	3人	10人

■第7期計画の計画値

(年あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間	実利用 件数	延利用 時間
手話通訳者派遣 事業	計画値	205件	292時間	210件	299時間	215件	306時間
要約筆記者派遣 事業	計画値	1件	5時間	2件	10時間	2件	10時間

			令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
手話通訳者設置 事業	設置 者数	計画値	1人	1人	1人
手話奉仕員養成 研修事業	修了 者数	計画値	7人	7人	7人

## ③ 日常生活用具給付等事業

○障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

## ■第6期計画の計画値と利用実績

(年間延件数)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
介護・訓練支援用具	計画値	8件	8件	8件
	実績値	4件	3件	5件
自立生活支援用具	計画値	20件	20件	20件
	実績値	13件	16件	18件
在宅療養等支援用具	計画値	8件	8件	8件
	実績値	6件	10件	8件
情報・意思疎通支援用具	計画値	8件	8件	8件
	実績値	10件	5件	9件
排せつ管理支援用具	計画値	1,645件	1,669件	1,693件
	実績値	1,562件	1,521件	1,555件
住宅改修費	計画値	2件	2件	2件
	実績値	10件	2件	1件

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

## ■第7期計画の計画値

(年間延件数)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
介護・訓練支援用具	計画値	5件	5件	5件
自立生活支援用具	計画値	18件	18件	18件
在宅療養等支援用具	計画値	8件	8件	8件
情報・意思疎通支援用具	計画値	9件	9件	9件
排せつ管理支援用具	計画値	1,555件	1,555件	1,555件
住宅改修費	計画値	1件	1件	1件

④ 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
- 障害のある人について、地域の理解を促進する観点から障害のある人の外出を支援する移動支援事業の充実を図るため、大阪府や近隣市町と連携し、利用者への移動支援事業に関する情報提供をより一層すすめるとともに、サービス提供事業所の質の向上を図ります。

■第6期計画の計画値と利用実績 (年あたり)

		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	39人	2,263時間	39人	2,263時間	39人	2,263時間
	実績値	26人	1,561時間	22人	1,615時間	23人	1,571時間
知的障害	計画値	117人	14,811時間	121人	15,318時間	125人	15,843時間
	実績値	102人	11,583時間	103人	10,414時間	100人	12,609時間
精神障害	計画値	41人	2,862時間	42人	2,987時間	44人	3,118時間
	実績値	43人	2,455時間	39人	2,274時間	36人	2,229時間
障害児	計画値	24人	1,545時間	25人	1,613時間	26人	1,683時間
	実績値	13人	792時間	8人	547時間	5人	398時間
合計	計画値	221人	21,481時間	227人	22,181時間	234人	22,907時間
	実績値	184人	16,391時間	172人	14,850時間	164人	16,807時間

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第7期計画の計画値 (年あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
身体障害	計画値	25人	1,707時間	25人	1,707時間	25人	1,707時間
知的障害	計画値	103人	12,987時間	105人	13,239時間	107人	13,491時間
精神障害	計画値	39人	2,414時間	40人	2,476時間	41人	2,538時間
障害児	計画値	8人	636時間	8人	636時間	8人	636時間
合計	計画値	175人	17,744時間	178人	18,058時間	181人	18,372時間

### ⑤ 地域活動支援センター事業

- 地域で生活する精神障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。
- 地域活動支援センター事業では、精神障害のある人の地域における交流の場、憩いの場として、より一層充実するよう、体制強化に努めます。

#### ■第6期計画の計画値と利用実績

	実績値	令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	1か所	50人	1か所	50人	1か所	50人
	実績値	1か所	35人	1か所	41人	1か所	45人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

#### ■第7期計画の計画値

計画値		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数	実施箇所数	利用人数
地域活動支援センター事業	計画値	1か所	45人	1か所	45人	1か所	45人

### ⑥ その他の事業

- 地域生活支援事業のその他の支援事業については、地域のニーズに合わせて、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業の実施を図ります。
- 各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障害のある人が必要とするサービスを利用できるように、事業の周知を図ります。また、泉南市自立支援協議会などを活用するとともに、日常的にサービス提供事業所や関係機関と連携を図りながら事業を実施します。

#### 《日中一時支援事業》

- 障害のある人の家族の就労支援及び介護の負担を軽減するため、日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対し、日中における活動の場の提供を行います。

《訪問入浴サービス事業》

- 自宅や通所による入浴が困難な常時寝たきり等の状態にある重度の身体障害者の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、移動入浴車の訪問により入浴の機会を提供します。

《生活訓練事業》

- 障害のある人の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
- 自立生活支援事業では、知的障害のある人の調理実習、外出・宿泊訓練等、将来の自立に向けた訓練を行います。
- 肢体不自由児者訓練事業では、訓練の必要な肢体不自由児者に対して、機能維持・回復のための機能訓練を行います。
- 精神障害者生活訓練事業では、精神障害のある人の集団活動を行い、積極的に生きていく力を高める訓練を行います。
- パソコン教室では、障害のある人の情報通信技術の利用機会を増やすため、基本的なパソコン操作方法の習得をめざします。

《スポーツ・レクリエーション教室開催等事業》

- 障害者スポーツの普及、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、社会参加の促進を図ります。

《声の広報等発行事業》

- 文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音訳など、障害のある人にわかりやすい方法により、市広報などを定期的に提供します。

《奉仕員養成研修》

- 点訳または音訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を開催します。

《自動車免許取得・改造助成事業》

- 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。



# 第5章 障害児支援サービスの見込量と提供方針

## I 障害児通所支援等の見込量

### (1) 見込量

障害児通所支援等の計画値については、近年の利用状況を踏まえて、計画期間における需要量を見込んでいます。

#### ① 障害児通所支援

サービス種別	サービス概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練など必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校等に通う障害のある児童に対して、その施設を訪問し、障害のない児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障害児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 本市においては、利用実績がないため、今後はニーズに応じて対応を検討します。

#### ■第2期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

実績値		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)		令和5年度(2023年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援 (旧医療型含む)	計画値	72人	798人日	75人	834人日	79人	872人日
	実績値	85人	848人日	85人	809人日	85人	925人日
放課後等デイサービス	計画値	229人	3,151人日	239人	3,285人日	249人	3,425人日
	実績値	229人	3,191人日	257人	3,648人日	276人	3,950人日
保育所等訪問支援	計画値	16人	22回	20人	27回	24人	34回
	実績値	16人	21回	18人	25回	23人	30回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0人	0回	0人	0回	0人	0回
	実績値	0人	0回	0人	0回	0人	0回

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第3期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)		令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	計画値	86人	935人日	87人	946人日	87人	946人日
放課後等デイサービス	計画値	299人	4,229人日	323人	4,569人日	346人	4,894人日
保育所等訪問支援	計画値	26人	34回	30人	40回	33人	44回
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0人	0回	0人	0回	0人	0回

② 障害児相談支援

サービス概要	
<p>障害児福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。</p>	

■第2期計画の計画値と利用実績

(月あたり)

		令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)
障害児相談支援	計画値	69人	77人	85人
	実績値	68人	76人	81人

※令和5年度(2023年度)は、9月までの実績による見込み値

■第3期計画の計画値

(月あたり)

		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
障害児相談支援	計画値	87人	94人	100人

## (2) 提供体制等について

- 障害のある子どものライフステージに応じて一貫した効果的な支援を身近な地域で提供するため、母子保健事業等を含めた障害の早期発見体制を強化するとともに、児童発達支援センターを拠点として事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援体制の整備に努めます。
- 障害児支援体制の整備にあたっては、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図る必要があるため、健康子ども部（保育子ども課、子ども政策課、家庭支援課、保健推進課）、教育委員会等、庁内連携の強化を図ります。
- 障害特性に応じた配慮や、専門的な訓練（リハビリ等）が求められており、子どもの育ちや障害特性、保護者ニーズに応じた適切なサービス量を確保できる体制の整備に努めます。
- 各事業所のサービスの質を確保するため、人材育成に係る取り組みとして事業所を対象とした研修会を開催します。また、市内事業所の連絡会を設置し、安全管理体制などを確認するとともに、適切なサービスの提供が可能となるよう、情報共有の場を確保します。

## 2 主な子育て支援サービス

---

本市では、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として泉南市子ども・子育て支援事業計画を策定しています。第3期障害児福祉計画は、第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画、また令和6年度(2024年度)に策定予定の第3期泉南市子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### I 計画の推進体制と進行管理

#### (I) 推進体制

##### ① 関係各課・関係機関・関係団体との連携

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境などの様々な関連分野を横断しており、連携・協力を図りながら進めていくことが重要です。障害のある人の地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関・雇用・就労機関等の相互協力のもと、推進します。

また、障害のある人についての理解啓発や地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体をはじめ、地域団体やボランティア・NPO等関係団体などとの一層の連携強化を図ります。

##### ② 国・大阪府及び周辺自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改革に的確に対応していくことも重要となることから、国や大阪府と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援などは、本市だけでなく、周辺市町を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要であるため、今後も近隣市町との連携を強化し、計画を推進します。

##### ③ 泉南市自立支援協議会との連携

障害福祉サービスの充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となります。泉南市自立支援協議会との連携を強化し、計画を推進します。

また、障害のある人の地域生活での支援をより一層充実させるために、泉南市自立支援協議会の機能強化に努めます。

#### ④ 関係団体・市民との連携

障害のある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、地区福祉委員、ボランティアなどによる支援や協力が必要となっています。

そのため、これら団体による地域福祉活動の促進に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を構築します。

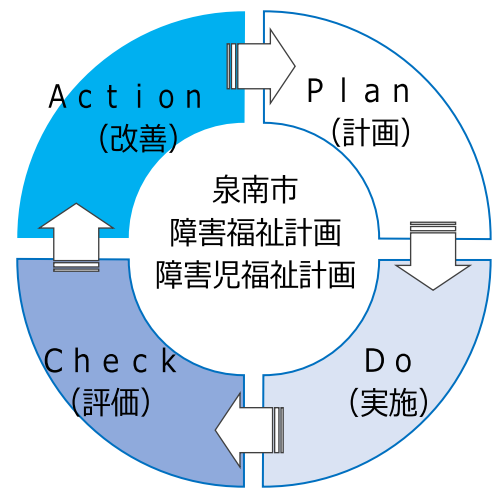
## (2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るためには、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価

（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、障害や障害のある人に対する理解の促進、障害のある子どもへの支援体制の強化、地域生活を支える障害福祉サービスの充実、障害のある人の地域生活への移行や就労を促

進することも必要であり、関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする「泉南市自立支援協議会」を通じて、計画の進捗管理や点検・評価（成果目標は年1回、活動指標は半期に1回）、必要に応じて事業の見直し等を検討し、実施することで、本計画を推進します。



## 2 計画の推進に関連する事業

---

大阪府の基本的な考え方「第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項」について、「第5次泉南市障害者計画」に定めている内容も含め掲載します。

### (1) 障害者などに対する虐待の防止

- 障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談などを行う障害者虐待防止センターの機能強化を図ります。
- 障害のある人への虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、市民への啓発や泉南市自立支援協議会を核として、地域における関係機関などとの協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。
- 発達支援部会を核とした障害のある子どもの虐待防止に向けた取り組み等について、子どもを守る地域ネットワークの運営調整事務局会議において、情報共有を図ります。

### (2) 意思決定支援の促進

- 知的障害のある人や精神障害のある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある障害のある人の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の広報周知を進めます。
- 認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある障害のある人の財産の保全や管理を支援するため、成年後見制度の広報周知を進め、利用促進を図るとともに、市民後見人の養成に取り組みます。
- サービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障害のある人本人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。
- 大阪府等による相談支援専門員や主任相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成、相談支援専門員、サービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等への参加を促進します。

### (3) 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

- 障害のある人をはじめ誰もが講演会や美術展など優れた芸術や文化にふれる機会の充実に努めるとともに、会場のバリアフリー化や通訳者の派遣等、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。
- 生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館や集会所等、身近な地域における趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民とともに創作・創造活動にかかわる学習機会の充実に努めます。
- 障害のある人の学習や文化活動を促進するため、指導者の養成・確保に努めます。

### (4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障害のある人が市政に関する情報を得る機会を確保するため、「声の広報」を発行するとともに、SNS等の活用も進め、情報提供体制の充実に図ります。
- 市ホームページにおいてユニバーサルデザイン対応ページを増やし、全ページへの対応をめざします。
- 市ホームページにおいてユニバーサルデザインへの対応が不十分なものについては、アクセシビリティチェック機能を活用し、情報のバリアフリー化推進に努めるよう呼びかけを継続していきます。
- 聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話・要約筆記活動を行う人材の養成を図るとともに、あらゆる場面でのコミュニケーションを援助するため、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を支援します。
- 視覚障害のある人への情報提供を促進するため、点訳・朗読活動を行う人材の養成を図ります。
- 視覚・聴覚重複障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、通訳・介助者の養成講座への参加を促します。
- 障害のある人が、多様な情報にアクセスできるように、障害者対象のパソコン教室等を活用して障害のある人のIT習得を支援します。

## (5) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害のある人への差別解消のため、医療・福祉、教育、交通等、多様な分野の相談窓口を基本としながら、関係機関が連携を図り適切な支援を行うことができるよう、横断的な組織体制の整備に努め、差別解消支援機能を強化します。

## (6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、事業者に対する自己評価及びその公開の働きかけを行うとともに、福祉サービス第三者評価事業の活用を図ります。
- 人権や障害特性に配慮した対応ができるよう、大阪府と連携し、研修を進めます。また、事業所連絡会等において研修を実施します。
- 障害特性に対応したサービス提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修、同行援護従業者研修、強度行動障害支援者養成研修等の情報提供等を実施します。

## (7) ユニバーサルデザインの推進

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合した建築物の整備を指導します。
- 条例に定める特定施設以外の施設についても、障害福祉の視点から、申請者の負担にならない範囲で行政指導を行うとともに、課内全員の習熟度の向上を図ります。
- バリアフリー化が未着手の岡田浦駅周辺地区のバリアフリー化について検討していきます。



## 参考資料

### I 計画策定の経過と策定体制

#### (1) 策定経過

日時	項目	内容
令和5年(2023年) 8月4日	第1回 泉南市障害福祉計画 等策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長選出、会長職務代理者の指定</li> <li>・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定の概要、スケジュール、アンケート調査等</li> <li>・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画のPDCA管理</li> </ul>
8月1日～ 8月22日	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けたアンケート	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちか、関係する医療や福祉のサービスを利用されている方々1,300名を対象に実施
10月～11月	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けたヒアリング	障害者関係団体（4団体）を対象に記述式アンケートを実施
	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた事業所アンケート	市内で障害福祉サービス事業所または障害児通所支援事業所を運営している法人を対象にWEBアンケートを実施
10月26日	第2回 泉南市障害福祉計画 等策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果</li> <li>・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定の骨子案</li> </ul>
12月5日	第3回 泉南市障害福祉計画 等策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案</li> </ul>
令和6年(2024年) 1月17日～ 2月16日	パブリックコメントの募集	市ウェブサイト、情報公開コーナー、障害福祉課窓口、泉南市総合福祉センター、公民館での閲覧によりパブリックコメントの募集を実施
3月1日	第4回 泉南市障害福祉計画 等策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）</li> <li>・概要版について</li> </ul>

## (2) 策定体制

### ○ 泉南市障害福祉計画等策定検討委員会規則

平成25年3月29日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例（昭和46年泉南市条例第11号）第3条の規定に基づき、泉南市障害福祉計画等策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる関係機関等の代表者の中から市長が任命する。

- (1) 障害当事者団体
- (2) 相談支援機関
- (3) 地域福祉関係団体
- (4) 障害児教育関係機関
- (5) 保健・医療関係機関
- (6) 権利擁護関係機関
- (7) 障害福祉サービス事業者
- (8) 就労支援関係機関
- (9) 学識経験を有する者
- (10) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長)

第3条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうち会長があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見)

第5条 会長は、必要あると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○ 泉南市障害福祉計画等策定委員会 委員名簿

(令和6年3月1日現在)

(順不同 敬称略)

氏名	所属等	機関区分
中尾 進	泉南市身体障害者福祉会 会長	障害当事者団体
上野 和美	泉南市障害者(児)親の会 代表	障害当事者団体
薄波 美智代	泉南おもちゃライブラリー 会長	障害当事者団体
中根 記代	泉南のぞみ会 代表	障害当事者団体
上山 忠	泉南市社会福祉協議会 会長	地域福祉関係団体
杉本 昇	泉南市民生児童委員協議会 会長	地域福祉関係団体
西森 義高	泉佐野泉南医師会	保健・医療関係機関
谷川 千尋	せんなんピアセンター 代表	相談支援機関(身障)
嵯峨山 徹子	せんなん生活支援相談室 代表	相談支援機関(知的)
厨子 美津子	地域活動支援センター 泉南フレンド 施設長	相談支援機関(精神)
田井 宏之	泉州南障がい者就業・生活支援センター NPO 法人障がい者自立支援センターほっぷ 代表	就労支援関係機関
田中 千賀子	泉南市人権協会 代表理事	権利擁護関係機関
高淵 仁子	大阪府立泉南支援学校 代表	障害児教育関係機関
北野 誠一	NPO 法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	学識経験を有する者
松本 啓子	障害福祉サービス事業者連絡会 会長	障害福祉サービス事業者
加渡 賢二	泉南市福祉保険部 部長	その他市長が必要と認める者
佐々木 耕治	市民公募委員	その他市長が必要と認める者

## 2 用語の解説

あ 行	
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。福祉分野において、コンピュータやインターネット等の活用により、生産性向上や業務改善、より適切なサービスの提供等の効果が期待されている。
医療的ケア	家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。
インクルージョン（inclusion）	教育や福祉の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。
NPO（Non Profit Organization）	民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。
か 行	
基幹相談支援センター	地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関で、障害を持った方、またその家族のための総合相談窓口として、自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う。
共生社会	障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、ともに社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会。
強度行動障害	他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、特別な支援が必要な状態のこと。
権利擁護	地域で安心して生活できるよう、不当な差別、虐待等から障害のある人個人の権利を守り、権利行使等に関する相談・援助を行うこと。
高次脳機能障害	高次脳機能（認知）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。この障害は日常生活や社会生活の場で色々な困難を引き起こしたり、外見上わかりにくいという特性から、周囲に理解されにくいということがある。
合理的配慮	障害者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体、民間事業者には法的義務が規定されている。

さ 行	
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。
手話通訳者・手話奉仕員	聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。「手話通訳者」は大阪府が実施する手話通訳者養成研修を修了し、全国统一試験に合格した者、「手話奉仕員」は市が実施する手話奉仕員養成研修を修了し、市が定める要件・方法により登録した者をいう。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。
障害者基本法	障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年（1993年）施行。平成23年（2011年）7月に改正された。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成28年（2016年）4月1日に施行。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成25年（2013年）4月1日に施行。
障害者優先調達推進法	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25年（2013年）4月施行。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
ジョブコーチ	障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障害）で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待される。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など）の財産管理や身上監護を支援し権利を保護するための制度。成年後見は、後見・保佐・補助の3つの類型に分かれる。また任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくこと。
相談支援事業所	日常生活上の支援を必要とする障害のある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う人。
<b>た 行</b>	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害のある人の地域生活支援をさらに推進する点から、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供する仕組み。

地域包括ケアシステム	医療、介護を必要とする高齢者の地域生活を支援するための体制として始まったものであり、現在では高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制のこと。
<b>な 行</b>	
内部障害	身体障害の一種類で、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害がその障害範囲。
難病	原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。
日常生活自立支援事業	知的障害や精神障害のある人、認知症の高齢者など、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
日常生活用具	重度の障害のある人や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図書、聴覚障害のある人用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用のベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。
ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会とする考え方。
<b>は 行</b>	
8050問題 (ハチマルゴーマル)	一般的には高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態のことを指すが、本計画においては、狭義の意味として、主な支援者である親が80代で介護保険サービス等の利用が必要となり、同居する障害のある人が、50代となった世帯を指す。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠如・多動症(ADHD)、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。平成22年(2010年)の障害者自立支援法の改正により、精神障害者の中に発達障害者が含まれると明記された。
バリアフリー (barrier free)	「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリー-Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

ピアサポート (peer support)	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、さまざまな分野に広がっている。
ペアレントトレーニング (Parent Training)	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つ。
ペアレントプログラム (Parent Program)	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」、「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」、「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組む。
ペアレントメンター (Parent Mentor)	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックを作り、情報提供等を行う。
ボランティア (volunteer)	社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。
<b>ま 行</b>	
民生委員児童委員	民生委員法（民生委員）、児童福祉法（児童委員）に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。
<b>や 行</b>	
ユニバーサルデザイン (universal design)	年齢、性別や障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。
要約筆記	手話を使わない聴覚障害のある人（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会等で、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約して記述し、ノートやオーバーヘッドプロジェクター（OHP）等で伝える方法。
<b>ら 行</b>	
ライフステージ (life stage)	幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活上の各段階のこと。



<p>リハビリテーション (rehabilitation)</p>	<p>障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。</p>
<p>療育</p>	<p>障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにすることを目的に行う、日常生活における基本的動作や集団生活に適応するための指導及び訓練や、自立生活に必要な知識技能の付与または治療を指す。</p>
<p>療育手帳</p>	<p>児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。大阪府では重度、中度、軽度に区分しており、それぞれ「A」（重度）、「B1」（中度）、「B2」（軽度）と表記している。療育手帳制度は、都道府県ごとに、判定基準等の運用方法を定めて実施されている。</p>

## 第7期泉南市障害福祉計画・第3期泉南市障害児福祉計画

発行：令和6年(2024年)3月

編集：泉南市 福祉保険部 障害福祉課

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

TEL：072-483-8252 FAX：072-480-2134

### 【表紙の作品】有田 京子

1990年大阪府泉南市生まれ。生後間もなくダウン症と診断される。泉南市のリバースクール、幼稚園・小学校から府立岸和田支援学校中学部に進み「絵を描く楽しさ」を教わる。

2009年、高等部卒業後、泉佐野市のアトリエ活動を中心とした障害者就労支援通所施設に入り、日々、点描をトレードマークにした作品に取り組んでいる。その作品は大阪府知事賞のほか、数多くの障害者アート展などで入賞している。



